



西村町三丁目

上海月報

新白雲

卷





影遺御下殿宮川白北

卿宗室の親を以て夙に身を軍事に委ね勵精匪
勉重職を經歷して威望倍ます崇し矧や師を督
して遠征策機宜を制し勳績太だ彰る今や匪徒
平定の際に方り濫焉長逝す曷ぞ悼惜に勝へん
茲に侍従三位勳三等子爵西四辻公業を遣し
賻弔せしむ

奉哭

能久親王文

嗚呼哀しい哉親王は玉葉の貴きを以て、關外の寄に居り、實に是れ皇家の藩屏にして、誠に帝國の柱石と爲す、歲の甲午、日清戦起り、兵結びて解けず、延いて乙未に至る、親王斧鉞を賜はりて天閣を辭し、玃貅を率ゐて敵境に入り、晨令夕警、日月と功勳を誓ひ、風宿露臥、士卒と艱苦を同じうす、和成り戦罷むに及びて、轉じて臺灣に入り、更に駐防に任ず、而して蠢たる彼の醜類、敢て王師に抗し、兵を提げて叫譟、跳梁日に甚し、親王詔を奉じて、乃ち進剿に従ふ、天候太だ惡しく、烈日背を爛らし、地理殊に阻はしく、糧道屢絶つ、千艱萬苦、飴の如

く蜜の如く、進んで賊巢を覆へし、以て天誅を訖り、元兇獸遯群醜禽
竄終に掃殄を致し、能く肅清を奏す、厥勇且つ烈なる、神孫に恥ぢず、
其勞と功と、長く天地に存す、而して旻天弔せず、瘴癘毒を逞しうし、
疾革まりて、遂に薨じ玉へり、
嗚呼哀しい哉、人誰か情なからん、君を思ふを至れりと爲す、日本武
尊の病みて能褒野に薨するや、一觀せざるを恨めり、人誰か名なか
らん、後に垂る、を大と爲す、尊良親王の金碯に自裁するや、萬古に
赫々たり、今親王の外に在るや、何ぞ嘗て一日も 帝闕を慕はざら
ん、而して何ぞ嘗て須臾も偉烈を思はざらん、其忠武尊と相似て、其
烈尊良と相同じ、而して功の大なる、勳の高き、何ぞ熊襲を討ち東夷
を征せしに讓らん、

抑方今國家多事、而して曩に熾仁親王を喪ひ、今能久親王を哭す、此
の多事に際して、柱石凋落、誰か皇家の爲に悼みて、而して帝國の爲
に慟せざらんや、且つ夫れ彼の文臣は、廟廊に翱翔し、坐して勳爵の
榮を荷ひて、世に赫々たり、皇族の貴きは、矢石に出入し、溘然世を棄
つ、天道の是非を疑うて、而して人事の幸不幸を思ふ、匹夫の臆感愴
殊に深く、小人の誠、哀悼尤切なり、但忠烈彼が如く、功勳斯くの如し、
史冊に垂れて、而して千歲朽ちず、天壤に存して、而して萬古滅せず、
薨すと雖も、猶生の如し、龍に騎りて天に昇り、神と爲りて國を護る、
但當に敬仰すべし、敢て微忱を白す

明治二十八年十一月七日

能久親王を臺灣に奉祀する議

國の大事は祀と戎とに在り、事なければ則祭祀を嚴奉して以て人心を維ぎ、事あれば則戎事に盡瘁して以て國難を靖んす、夫れ國難を靖んせんと欲せば則人心を維がざる可らず、人心を維がんと欲せば、則瞻仰敬信の歸を無事の時に一定せざる可らず、瞻仰敬信の歸一は皇家に在るや論なし、而して靖獻の士功勳の人亦之を奉祀す、人心を維ぎて而して之を異日に用ひ、之を後世に獎むる所以、彼の靖國神社の如き是也、若し夫れ皇族の貴を以て閩外の寄に居り、戎に従うて生を棄て、功勳殊に高き者は、豐祀厚祭の典、出格の例を立て、以て瞻仰敬信の歸をして篤からしめざる可からず、

陸軍大將大勳位北白川能久親王玉葉の貴きを以て閩外の寄に居り、出で、臺賊を討ち、遂に掃殄を致して、而して病みて陣中に薨す、其の大節偉勳、今古罕見なる者、朝廷其れ將に何を以てか之を待んとする、愚謂へらく官幣社を臺灣に立て、以て親王の英靈を奉祀し、以て上下の瞻仰敬信を篤くし、以て人心を千歳に維持せざる可らず、

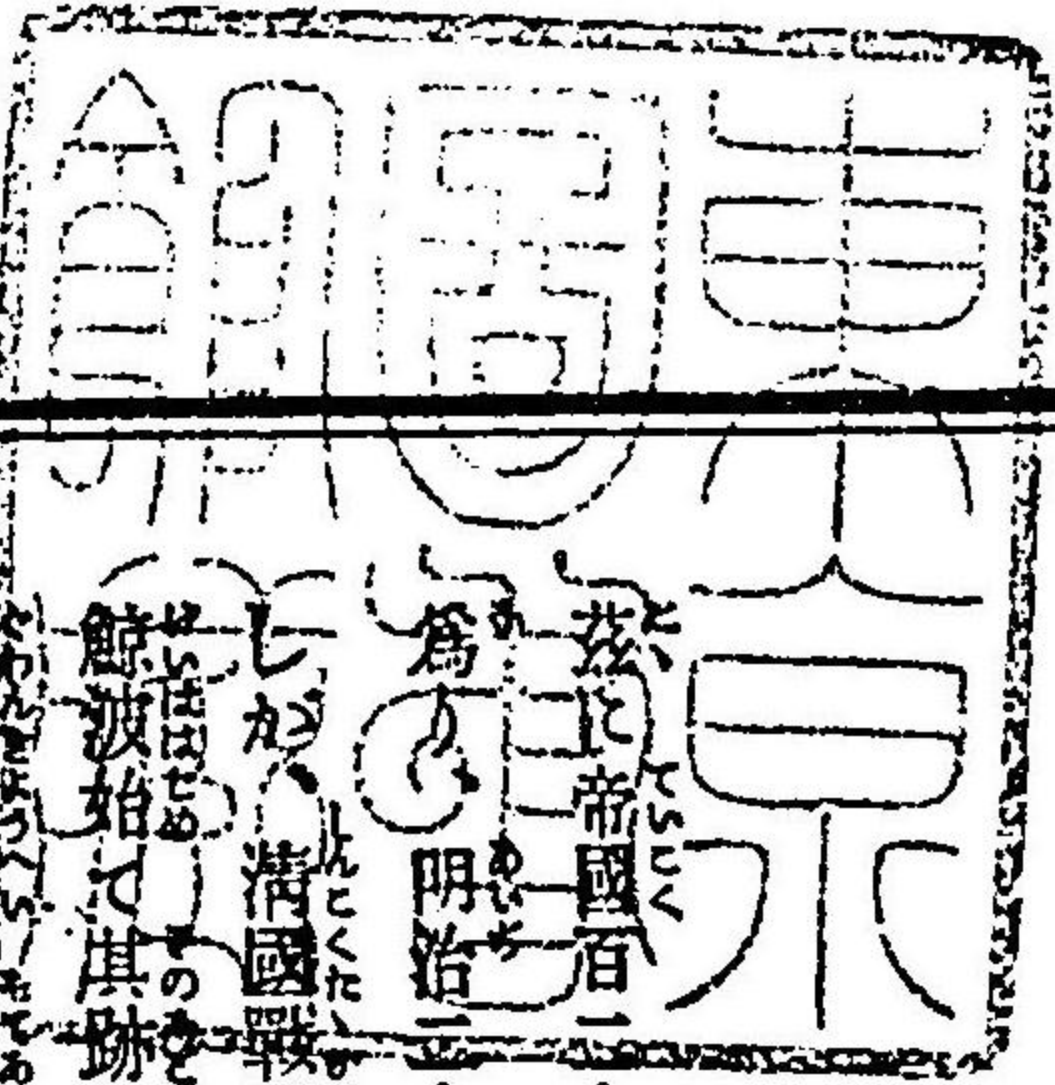
伏して惟みるに上古皇祖の武を以て國を建つるや、天皇元帥と爲り、帝子皇孫禰神と爲り、以て禍亂を定め、以て戎夷を征し、遂に海内を斧鉞の下に統一して、鴻基を無窮の後に垂る、貽範の由來する所遠矣、崇神の朝始て四道將軍を置くや、皇族其三に居る、彦五十狹芹彦命は孝靈の皇子を以て西道將軍と爲り、夷俗を綏懷し、香田媛を誅し、出雲振根を討ち、大彦命は孝元の皇子を以て北陸將軍と爲り、武埴安彦を討ちて之を誅し、遂に戎夷を平定す、東道將軍武津川別は、則大彦命の子、亦躬ら矢石を蹈みて殊勳を樹つ、崇神の皇孫八綱田は狹穗彦を討ちて功あり、其子彦狹島王東山道十五國の都督と爲り、病んで東國に薨じ、其子御諸別代りて東國を鎮す、皆金枝玉葉の貴を以て出で、閩外の重寄に任じ、斧鉞を賜はりて皇家の藩屏と爲れり、日本武尊に至りては景行の皇子を以て、雄傑の姿魁偉の材を抱き、西は熊襲を討ち、東は東夷を征し、北は中山道を徇へ、一劍進剿、立に掃蕩を致す、其功比なし、而して終に病を以て能褒野に薨す、夫れ彦狹島王の日本武尊と、並に病を以て薨すと雖も、其國に盡して職に斃れしは則一なり、天下後世其風を聞く者感稱興起せざる莫し、嗚呼亦偉なる哉、厥後世道の變を経て皇運の衰に會し、帝子皇孫或は姓を賜ふて臣と爲り、或は髮を削りて佛に歸し、概ね皆謙虛沖淡、獨り性情を樂しみて、深く嫌疑を避く、其兵部卿と爲り諸州大守と爲る者も、亦虛名空銜に過ぎず、而して後兵權下に移れりき、其間以仁王の

稱起令を下して平氏を討ち、流矢に中りて薨せしことあり、首唱の功大ならざるに非ずと雖も、亦未だ私心なきを免れず、彼の鎌倉五代の將軍親王に至りては、又曷ぞ言ふに忍びんや、後醍醐の時に至りて、四皇子の忠烈を得たり、親王を以て元帥上將の寄を受け、兵權古に復し、而して時否運に際し、勢回す可らず、謀良親王は鎌倉土牢に賊手に罹り、尊良親王は越前金崎に自裁し、征西將軍懷良征東將軍宗良の二親王は壯より老に至るまで、未だ一日も賊を討たずんばならず、而して並に其終る所を知らず、何ぞ其れ悽惻なるや、爾後大權下に移り、親王諸王深く自ら韜晦して、寂然聞く無し、維新の際に及びて、政權古に復して、而して親王も亦機務に參し、節刀を賜はりて、上將に任じ、征討の事に從ひて、皆殊勳を建つ、日清の役亦皇族の軍に從ふ者多し、而して未だ職に斃れし者あらず、之あるは能久親王を以て中興後一人と爲す、故に日本武尊より千二百餘年にして後醍醐の四皇子あり、後醍醐の四皇子より五百六十年にして能久親王あり、其功日本武の熊襲征伐東夷平定と多く相譲らず、而して大節嶺然死を蹈みて辭せざる者は、曷ぞ四皇子の下に在らんや、誠に宜しく之を今に崇祀して、而して之を後に激獎すべき也、
奉祀の地其津海を擇びし所以の者二あり、津海之地たるや之を流血積骨の地に得て、而して其民頑冥、舊を慕うて命を梗ぎ、險を恃みて跳梁、敢て王師に抗する者半歲餘、急に之を殲滅せずんば、

民弊測る可らず、而して終に賊巢を覆へし、能く肅清を奏せし所以の者は親王の功なり、則淡水河の上、臺南山の下、豈親王の英魂毅魄徜徉して遊息する所に非ざるか、豐祠を此の地に立つる誠、其所を得たりと謂ふ可し、是れ一也、臺灣の土匪既に亡ぶと雖も、豈猶殷頑なからんや、況んや其民蠻野治め難きをや、其をして義方を知りて皇化に服せしめんと欲せば、先其心を維がざる可らず、其心を維がんと欲せば、瞻仰敬信の歸を政治教育の外に求めて、以て頑冥を不知不識の間に化せん、若かず、而して其事豈皇家の神蹤に外ならんや、皇家の神蹤幸に親王露宿の跡あり、以て大社を建つ可し、以て厚祭を奉すべし、神樂の響以て蠻民の耳を洗ひ、慈豆の觀は以て蠻民の目を驚かし、揖讓の節、禱禳の法、以て蠻民の心を諭し、其をして油然として瞻仰の念敬信の意を發せしめば、則頑を化して順と爲し、蠻を化して文と爲す、豈難からんや、鞭撻は以て命に従はしむべし、以て人心を維ぐ可らず、人心を維ぐ所以の者、實に玄妙の中に在り、臺灣士民の心を維ぐ所以の者此より善きは莫し、是れ其二也、此の二理由を以て親王を臺灣に奉祀し、一は以て其功に報し、一は以て其政を資く、亦可ならずや、

東國古より治め難しと稱す、而して貞任宗任の兇頑を以てして、猶且跳梁雄を擅にするに過ぎず、未だ嘗て非望を覬覦せざる所以の者は、豈養蒼の世に在りて、早く既に皇子の神蹤を留め、民

其威風を瞻仰するに因るなからんか、吾儒者耶の一語は遂に東國の名と爲りて、草木も亦其光采を誇り、白鳥の陵は長へに萬古の敬信を印して、皇家の鎮護と爲り、四皇子の祠皆官幣社に列せられ、永く四方の人心を維持す、維新の際、志士奮興し、甲午乙未の役、戰士死を以て國に盡す者、實に其振作激勵する所也、而して其祠皆諸親王遺蹤の地に在り、彦狹島王の東國に薨するや、將に歸りて京師に葬らんとす、民其の尸を奪うて上野國に葬れり、嗚呼追慕の極一に其れ此に至れる乎、則地の移す可らざるや如此し、臺灣の地其れ豈親王の靈を奉祀して以て南方鎮護の神と爲さざる可けんや、附祭するに山根少將以下戰死病歿將校士卒の靈を以てす、庶幾くは瞻仰敬信の歸を一にして以て人心を維ぎ後世を發むるを得ん歟、抑今の人往々本末を辨せず、人心の嚮背に暗くして、而して目前の利害に惑ひ、徒に勳爵の末を以て心目を震眩せんことを欲して、而して瞻仰敬信の歸一の以て百世を維持す可きを知らず、愚是を以て親王の爲に官幣社を臺灣に立てんことを議して、而して常路に望むに國の大事を忘れざらんことを以てす、是れ皇祖の遺訓也建國の鴻範也



北白川の月影

西村時彦編

茲に帝國百二十代の天皇しろしめす御代に當り、朝鮮國の獨立より事起りて日清兩國の兵亂と爲り、明治十七年甲午の秋の初より、翌年乙未の春も暮れなんとする比まで、合戦已む時なかりしが、清國戰破れ兵盡きて、所詮叶はん様なく、此歳五月土地價金を獻じて和を請ひしかば、狼烟鯨波始り其跡を收めつ、此より臺灣島は長く帝國の領有に歸し訖んぬ、然るに臺灣島の土賊ども、頑寇兵を弄び、險阻を恃みて容易に皇化に従はず、時に近衛師團長陸軍中將北白川の宮能久親王には遼東より轉じて臺灣に入り、更に駐防に任じ玉ひしが、詔を奉じて賊を討ち、炎天烈日の下に連戦して、風宿露臥の間に進征し、遂に賊魁を走らし、餘醜を降し、能く臺灣全島の肅清を奏し玉ひしに、御痛はしや宮には療癒の胃す所と爲りて陣中に薨じ玉ひぬ、日本武尊が能夜野の昔語を、今日前に見進らせては、國民喪然として涙に咽ばぬはなき中にも、後醍醐天皇の四皇子以來見

も聞きも仕らぬ宮の誠忠偉烈に、感激し奉らぬものぞなき、いでや南方の守護神とも仰がれ玉はん

此の宮の御事をものし、せめて追慕哀悼の情を表しまつらん、
宮の御諱は能久、伏見一品邦家親王第九の御子、弘化四年丁未二月十六日御誕生、満の宮と稱せ
らる、御母は鷹司准后正照の第十二女景子の方、實は家の女房堀内氏なり、初め梨本御門跡梶
井宮に御入寺あり、嘉永元年八月三日仁孝天皇の御猶子と爲らせらる、御養母は新崩平門院なり、
此の歳、青蓮院宮を御相続あらせられ、同五年三月十二日勅に依り召還され、改めて梶井宮御相続
と爲り、安政五年九月二十七日再び勅に依りて召還され、輪王寺宮御附弟と爲らせられ、同十月二
十九日親王宣下、同十一月二十三日久邇宮御戒主にて勅會御得度あらせられ、名を公現と賜ひ、翌
年は關東御下向、時に御歳十三なり、萬延元年十月十五日二品宣下、元治元年十二月五日一品宣下、慶
應三年五月二十四日天台管領東叡山座主とならせられ、輪王寺一品公現法親王とぞ申し奉る、
是より先き外國の使船浦賀に來りて互市を乞ひてより、世の中物騒がしく、尊王攘夷の徒諸國に起
りて、幕府の優柔を責め、果は公武の御中違と爲り、大政奉還と爲り、鳥羽山崎伏見淀の戰と爲り
前將軍徳川慶喜海路東に奔るに及びて、討幕の詔は雷の如く天降りぬ、此の時宮には上野東
叡山に在しき、

抑世々の徳川氏が親王を關東に奉じて法統を繼せ奉るは、誠に一朝の變に慮りて大勢を劫持せ
ん計なりけり、去れば宮には幕府既に倒れても京師に歸り玉はん様なく、猶關東に在して公武の
間に介まり、私情の在る所、内は舊幕に向ひて、大義の存する所、外は朝廷に對して、如何に御心
苦しうやおはしましけん、思ひやりまつるだに哀なり、

明治元年正月ともなりぬれば、朝廷徳川慶喜の罪を鳴らし、仁和寺の宮嘉彰親王(今の小松彰仁
親王)を征討將軍に任せられて中山道より進み、三月有栖川宮熾仁親王を東征大總督に拜し東海道
より進み、各錦旗節刀を賜ひ、大總督の宮には早や駿府に御下向あり、時に慶喜は恭順の意を表せ
んとて上野東叡山なる大慈院に退きしが、宮には屏居の狀をいと哀にや思召しけん、朝廷に歎願し
奉らんとて、執當覺王院龍王院等を從へ、駿府に赴ひかせられ、大總督の宮に御對顔ありて、慶
喜恭順謝罪の程を懇に申入れ玉ひ、只管宥免の儀を願はれければ、一々聞し召され、奏聞を遂
げらるべきの旨御答あり、宮には御喜び斜ならず、三月二十日一先江戸へ御歸山遊ばされけり、(一
説に西上周旋在らせられんとせしも故ありて果し玉はざりさとかや)去りながら飛鳥の川の淵瀬と
變りゆく時勢如何ともし難くて、御心盡しも水の泡と爲り、遂に上野の戦とぞ爲りける、
是より先き慶喜の大慈院に屏居するや、恩願の家の子どもは、哀訴申冤と稱して爲す所あらんとし、

二月十二日難司ヶ谷に集議せしを始として、同じく十七日十九日(法親王西上御發途の日)兩度四谷
殿ヶ橋に會合し、尋ぎて淺草本願寺に會するに及びては、同志の武士百餘人にもなりければ、尊王
恭順有志會と稱し、隊號を彰義と唱へ、澁澤誠一郎を頭取に、天野八郎を頭取並に推しつゝ、血を敵
りて天に誓ひ、將に火を吐き血を雨らさんする勢、奮ふ可らざる匹夫の志をぞ現はしける、時に
江戸市中政令遍からず、盜賊群を爲して、白晝横行しけるはせに、八百八町狐狸の巻と爲りて、民
其堵に安んせざりければ、東叡山の守備に託して、徳川家より糧米軍用金等をも彰義隊に給與する
事とはなりぬ、四月十一日徳川氏已に西城を官軍に委し、慶喜水戸に屏居せしに及びて、北陸道の
官軍總督津田山三郎兵千五百を率ゐ、大砲數門を以て、東叡山を圍まんとす、執當覺王院等應接再
三、終に之を斥けつ、當時總督府本營御達文中に御門主思召の次第、覺王院盡力の段、彰義隊精忠
の旨、委細御承知御感不斜云々の語あり、去れば彰義隊の氣餘日に昂り、果は宮を擁して舊主の恢
復をも圖らんと企て、主家の宗廟護衛を名として東叡山に立籠れる總勢二千に餘り、烏台の衆たる
を免れざるも、猶龍躍の勢あり、東海東山より攻寄せし官軍も亦雲霞の如く江戸に攻入り、大總
督府も今は既に西城に移らせられつ、虎一たび嘯けば風之に従ひ、龍忽ち躍れば雲之に従はん景色
秘ならず、

時に西城より澤三位を令使として寛永寺に差向けられ、事態訊問に及び、兼ねて宮御同道登營ある
べきよしを申渡さんとしけるに、附隨武士荒法師などもなじかは以て宮を放し奉るべき、坊官遮
りて、御門主には此程より御不例にて御引籠ある間、御對顔だに叶ふべからずとぞ申しける、又も
十四日大總督府より、宮には急速御立退あるべき旨御沙汰ありけれども、其も叶はず、一山の衆徒
もろどもに立籠りおはしましけり、

明治元年五月十五日の朝まださより、官軍ひしく東叡山を追取圍み、哄と揚げたる間の聲浪に
響きて法林の夢を驚かし、銃音烈しく、太刀打つ響すさまじく、天地も動がんばかりなり、猛り立
つたる彰義隊の者共、此處を詮度と防ぎ戦へども、官軍方は大勢なり、味方は小勢、此處も彼處も切
崩されて、落足しきるもゆるなり、就中黒門口の戦尤激しかりしが、天野八郎諸門相尋ぎて破
る、を見て、大聲わけて罵るやう、蓬さ味方の落足かな、此處は宮の御門前ぞ、主家累代の廟所に
非ずや、譜代恩顧の面々枕を並べて打死せよやと呼はりつゝ、盛返さんどぞ焦りける、此處に大久
保紀伊守は數度の戦に疲れつれども、大剛の者なりければ、東照大権現の旗押立て、眞先に進み、
天野荒井之に繼ぎ、總勢百餘、中堂脇に決戦せんとす、折しもあれや、紀伊守丸に中りて斃れしよ
り、餘衆散亂し、官軍之に乗じて追掛けつ、兵火は一山を覆ひければ、彰義隊も散々に打取られて

、風に舞ふ木の葉の如く四方へこそは落しにけれ、宮は合戦始まりて流丸さへ御坐近く飛來るに、一先づ北の方なる齋屋へ逃げ玉ひしが、兵火は既に山門廻廊を燒き拂ひて、儀はげしく吹付くるに、御供の人々宮の御前に跪き、今は此れ迄を覺ゆ候、疾くく落ちさせ玉へと諫め奉れば、宮には雙眼の涙を押し玉ひ、斯る中にも子を庇ひての心盡し感するに餘あり、抑三百年の太平は徳川氏の武功なるを、一朝其廟宇を兵燹に委ねんことこそ是非なけれ、去りながら是皆宿世の應報にもや、佛門に於ては悔む可きに非ず、此の上は此處を去りて何くにか往かん、とて動き玉はず、並居る者共、御言葉の難有さに泣くより外はなかりけり、斯る處に黒門の方より幹事役山岡鐵太郎は銃手五六十許引率して、敵味方の中を推分け、某大總督の宮の令旨を蒙りて推參せりと呼はり、宮の御印章を高々と捧げ持ちつ、馳來るに、敵も味方も道を開きして通しける、鐵太郎は直ちに宮の御前に跪き、此度の兵亂に由りて、さしもゆゝしき寛永寺の堂塔を灰燼に附せんこと、至極の無念と存じ總督府へ數願に及びしに、恩免を蒙りて候、東照宮の尊像御引渡しの上は、野州日光山に奉せんと申し上ぐれば、宮は此由聞し召され、優しさ山岡が振舞哉、去らばとて其坐を立せられ、執當院王院と與に、御手づから遺像を擁抱さつ、立出で玉ひ、生ける人に物云ふ如く御別を告げさせられて鐵太郎に渡し玉ふ、鐵太郎遺像の御供し、御

暇申して立去る後影を見送らせ玉ひ、今は此迄なりとて、御生害もや遊ばされん御覺悟の體に見進せければ、斯くては仁慈の御深意も空しく世に埋もれて、諸人の望を失ひ玉はんのみならず、又何の世にか此の汚名を雪ぎ玉はん、兎にも角にも當山を落ちさせ玉はんこそ然るべけれど、人々種々に諫め申しけるはきに、やうく御承引あり、覺王院を始め、六七人の僧ばかりを召し供せられ、忍びやかに御庭口の小門よりまぎれ出で、屏風阪御門よりぞ落行き玉ひける、斯くて御跡を紛らさんどて、御面影の肖たる若法師を選みて、同じく數人の僧を差添へ、宮の落ちさせ玉はん體に、新門口より金杉通を千住の方へと、忍び出でさせしとかや、去程に天野八郎荒井鐵太郎の兩人は、黒門口より取りて返し、宮の御身心元なしとて、玄關より御隱殿の方に行き見るに、唯今落ちさせ玉ひし狀にて、四方に人の影だにもなし、今は宮の御先途見奉らん外、他事ある可らずとて、御跡を慕ひてひた走りに走りて根岸の方に至り、御行方を問へば、三河島へと云ふ、又も彼處をさして走りけり、前日より降り續きたる雨は、今日も朝より小止なく、道の泥濘は脛を没して、大路小路も沼に似たり、竹の園生の末葉に連り、雲井遙けき金殿玉樓に人と爲りて、綾羅錦繡に纏はり、明し暮し玉ひし御身も、如何なる宿世やまししくけん、穿さも習はせ玉はぬ草鞋に、泥濘の中を行惱み玉ひ、墨染

の法衣の袖も装も雨にぬれそはちつ、先づ袋輪の方を心ざして落ちさせ玉ひけるも、人目しげく
て、又も三河島へとたぢらせ玉ひ、但或る賤夫が軒端に佇ませ玉ひし時は、御手足もほとびんばか
りにぞおわしましける、如何にしてか聞知りけん、やうく御跡を慕うて追付さまゐらする落武者
多し、彼の天野八郎も頼て参りつきぬ、宮は何處にと尋ねれば、覺王院はいと若き法師の身には緇
れたる麻の法衣を着て、破草鞋を穿き、右手に珠數を爪繰れるを伴ひけるが、八郎等の至るを見て
、法衣の袖にかし隠し、聲を忍ばせて、天野八郎参りて候ふとぞ申しける、八郎扱はど心付さしが
、餘りの御有様に、俯伏して涙に咽ぶのみ、少時して御先途を伺へば、覺王院は小聲にて會なり他
言なしと云ふ、八郎御供を願へども、覺王院思ふ所やありけん、許さず、八郎別を惜み奉りて、

草鞋は斯う召すものと涙ぐみ

とは之を俳句にこそ承りしが、思ひさや今目前見進らせんとはとて、取敢へず

遠く聞ゆる鐵砲の音

の附合を爲し、涙ながらに御暇乞して道灌山へ引返せば、早や合戦は熄みて、さしも輪兵衛殿を極
めし東叡山の山門中堂本坊は云ふも更なり、廟宇の壯麗、三十六坊の結構も、一炬烏有に歸し、二
百餘年幕府經營の夢消れて跡なく、烟のみぞ残りける、

斯くて三河島にも御足を留めらるべくもあらず、日も暮れんとする比、淺草なる御供せし人の知
邊許伴ひ進らせ、急に一般の小舟を雇ひ、一同飛び乗りて、俄に艦舵を急がせ、此の夜の中に戸田川を
遡り、夜も早や曉けなんとする比はひ、忍びやかに陸に上り、主従十三人、斗敷の法師、行脚の修驗
者、或は商人、或は藝人なんぞ、思ひくりに様を易ね、見隠れに御供して、會津をさしてぞ走りける
、實にも落人の身は風の音鶴の唳にも驚かる、とかや、豈は野原の草に隠れて、露に臥す鴉の床に御
涙を争ひ、夜は孤村の辻にイみて、人を咎むる里の犬に御心を惱まし玉ひけん、古の大塔の宮の熊
野に落ちさせ玉ひしとは、其事異なれども其情同じく、只是れ虎の尾を踏む思ひにて、結びかねたる
草枕、夢路遙けき千山萬水の行路難、ましてや金殿玉樓の中に明し暮して、花軒香車の外は出入し
玉はぬ御身の、麻の法衣を錦繡に代へて破れし草鞋に、嶺の白雲を踏破り、谷の小川を歩渉り、備さ
に艱苦を嘗め玉ひけん御心の中こそ哀なれ、兎角して日數ふるまゝに、六月の初つかた會津の城に
着き玉ひけるが、此處も修羅の巻の御身を忍ばせかねて、又も仙臺へと落ちられけり、今も宮の家扶
を勤むる麻生三郎と云ふ老人、元は將監とて、當時の御供せし者なるが、其處此處をさすらひ玉ふ時
は、宮を竹長持の中に入れてゐらせて、自ら擔ふて逃廻りし事さへありと物語れりとぞ、
此の時に方り仙臺藩も已に歸順を表したる後なりければ、相馬口に向ひたる官軍の總督四條殿へ、宮

より御陳情に及ばれ、頓て西上御發駕あらせらる、御警衛は藤堂藩なり、初め執當覺王院仙臺に捕はれし時、其を訊問せんとて役人列坐して、遙の末坐に覺王院の席を設け、覺王院呼出され、設の席には目も掛けず、ツト中央なる上坐に進み出で、此度の事は總て斯く申す覺王院が計なり、宮の知しめす所に非ず、去れば覺王院こそ刑せられめ、宮には然るべき護衛の武士を附けまらせて都に登せ奉るべし、努々無禮なしと、目下の者に下知すらん様に、傍若無人にぞ言放しける、誠に覺王こそは心雄々しく義をも辨へしものなりけれ、

七月十二日と云ふに仙臺を御發駕あらせられ、身に餘る愛を信夫の山齋に、御袖の露を拂はせ玉ひ、行末如何に白河の關をも過ぎて社々を伏拜み、寒村の月、荒驛の雨、日數かさねて十一月三日江戸の千住に着き玉ひ、此より東海道をぞ登らる、藤堂藩の警衛は江戸にて解かれつ、御供には大總督府の軍監大橋慎三、譜代の御家來麻生將監山本主膳のみをぞ召されける、去れども、途中如何なる痴人の狼藉あらんも測り難ければとて、宮も供人も一様に切棒の旅籠に召され、孰れが宮か供人か見分け難き様に爲し、朝には旅宿の鳥に送られ、夕には遠寺の鐘に宿り、關山澗樹に心を残し、長汀曲浦に愛を慰め、短亭長亭もさくく、五十三驛恙なく、同じく十八日近江の國大津に着き玉へば、此の日伏見宮に御預の御沙汰あり、翌日御入京伏見の宮にぞ登し玉ふ、

明治二年東北亂平ぐ、此歳九月二十八日

輪王寺宮

先般伏見宮へ御預謹儀被仰付置候處深き思食を以て被免位を止め實家へ復歸被仰付候事

公現

今般實家へ復歸被仰付候に付格別の思召を以爲御扶助終身三石下賜候事

どの御沙汰あり、尋て有栖川兵部卿の宮に同居仰付けられ、有栖川の宮へ厚く世話あるべしとの御沙汰なり、抑宮には金枝玉葉の貴に連らせられ、勅を奉じてこそ關東に在し、御身なれば、如何でか朝廷に對し奉りて御疎略の候ふべき、去れば一旦暴徒に劫かされて勅勘の身と爲り玉ひしも、天其誠を鑑みて、此に青天白日を拜し玉へり、夫れ大塔宮の誠忠、猶且つ認構の爲に勅勘を蒙り玉へり、而かも終生恩免を得ず、今は僅に歳を閱して、浮雲忽ち晴れ、再び竹園に歸り、長く藩屏に列り玉ふ、天鑑の昭明に因ると雖も、亦偏に聖明慈親を重んじ玉ふ皇恩の優渥なるが爲なり、去れば宮も詔を奉じて賊を討ち、死を取りて顧みず、此に殊勳を立て玉ひしは、蓋し値遇に感激して以て報効を圖り玉ひしにこそ、嗚呼尊ふとや、

宮は皇恩の優渥に感じて此上の報効を圖らせ玉ひ、明治三年十月廿七日 天機御伺の爲に京都御發

途東京に上らせられ、濱町なる東伏見宮邸(今の小松宮)に御安着あらせらる、是より先き車駕東に幸し、東京城に御ければなり、抑皇祖の國を建つるや天子元帥と爲り、帝子皇孫禍殃と爲りて、禍亂を定め戎夷を征し玉ひつ、四道將軍の三は皇子を以て任じ玉ひしより日本武尊に至るまで、將帥の任常に皇族に在りしも、厥後大權下に移り、寂然聞く所なかりしに、南北朝に至りて親王又出で、賊を討ちしも夢の間にて、世は武門榮華の勢を成し、が、王政維新の時に至りて、親王も亦機務に參し、將帥に任じて、古の大御代に復りぬ、去れば竹の園生に列る御身も、錦衣玉食の樂に耽り玉ふべきにあらず、銳意國に盡し、躬を以て民に先ち玉ふべきなり、因て宮にも上表して外國留學を願ひ玉ふ、其文に曰く、
臣公現曾て昏愚にして事情に疎く、一旦誤りて賊徒に構陷せらる、不敬の罪、固より以て謝すべきなし、然るに何の幸か再造の天恩を蒙り、且つ厚稱を忝うす、實に何を以て之に報いん、且兼苦慮に堪へず、竊に惟みるに方今の時勢海外各國の情實に通じ、其長技を學ぶにあらざれば以て天恩の萬分一に報するに足ることなし、伏して冀くは迅速英國に赴き、以て勤學するを得ん、是れ臣公現の微衷也、故に謹んで航海の天許を蒙らんことを泣血歎願し奉る、臣公現誠恐誠惶頓首再拜、

庚午閏十月二十八日

聖上其志を嘉みし玉ひ、勅して御名を能久と復し、滿の宮號を許され、宇國留學仰せつけらる、因て此の歲十二月三日横濱を御船出あり、萬里の波濤を越えて宇國に渡り玉ひぬ、
扱も宮には復飾して前名に復し、宮號をも復せられしも、猶は親王をば留められつ、此に舊昭高院宮とて、山城國愛宕郡白川村に御領千石の宮御門跡あり、是より先き無任にて聖護院の宮より御兼帯あらせられしも、維新の後は聖護院の宮にも御復飾あり、因て伏見邦家親王第八の御子泰宮智成親王御相續あり、明治三年十一月三十日白川村を改めて北白川村と稱へしより、昭高院の宮も改めて、北白川の宮と稱し奉る、斯くて明治五年智成親王薨去ありしより、宮には其御跡目を御相續あらせられ、三品に叙せらる、此は御留學中の御事なり、
宇國に在りては一日も勤學を怠らせ玉はず、明治七年より陸軍少佐に任せられ、翌年三月宇國近衛歩兵第二聯隊に出仕あり、十月同國參謀學校に入り、翌年六月退校、七月より九月まで同國近衛砲兵第二聯隊に出仕あり、十月再び參謀學校に入りて螢雪の苦を積ませられ、十年四月御退校、此歲七月二日七年の切符を経て御歸朝在らせられぬ、御歸朝後は猶戸山學校に御通學ありき、
明治十一年特旨を以て仁孝天皇御養子并に親王を復せらる、十二月六日陸軍近衛局出仕、勳一等に

叙せられ玉ふ、十二年には陸軍中佐に進み、十四年議定官を兼ね、此歳陸軍大佐に進み、十六年戸山學校次長、尋ぎて同校教頭に遷らせられ、十七年進みて陸軍少將と爲り、翌年歩兵第一旅團長に補せられ、十九年十二月大勲位に叙せられ玉ひ、二十五年十二月八日陸軍中將に進み、第六師團長に補し、翌年十一月十日第四師團長に轉補し玉ひぬ、
會日清の戦起る、宮には大阪に在して驛肉の嘘を發し玉ひしに、有栖川參謀總長宮薙玉ひ、小松近衛師團長宮其後を襲ひ玉ひしより、二十八年一月八日宮には近衛師團長に轉補し玉ひしが、幾はぞもなく出征の命を蒙り玉ふ、因て三月廿五日東京御出陣、四月十日宇品を立せ玉ふ、御坐船は海城丸なり、同じき十三日大連海御安着、廿四日御上陸あらせらる、
時に我軍の神謀鬼策發して中らざるなく、遼東を奪し、旅順半島を取り、威海衛を陥れ、第一作戦計畫は既に其目的を達し、將に第二の作戦計畫に移らんとして休戦の折なりしが、宮の率る玉へるは、選りに選りたる禁軍の精銳なれば、いでや三軍を叱咤して、山海關の堅城をも、只一搦に搦崩さんと、勇を蓄へ氣を養うて、時機の至るを待ち玉ひたるに、程なく和成り戦罷みぬ、然るに此度清國より讓與せし臺灣に、守備なくては叶ふまじとて、近衛師團に其命ありしより、宮には部下の將卒を率ゐて、五月二十二日旅順を御船出あり、同じき二十七日沖繩縣中城灣に御船捌、同じき二

十九日臺灣なる三貂角(洩底)と申す處に御上陸遊ばされけり、
臺灣の地たるや、曩日清國が南方の重鎮と爲す所、大兵を駐屯して防備最も力めたりしが、平和の約成りて此地我領有に歸せしに及びては、兇賊軍民を嘯集して、敢て王師に抗せんとし、嶮岨を恃み要害に據りて、容易く殲滅す可くもあらず、宮は禁軍の武勇を顯はさんは此時なりとて、進みて三貂の險を越え、六月三日基隆府を陥れ、偽統領唐某を走らし、同じく十日臺北府に討入り、七月新竹を畧し、八月彰化臺灣兩府を定め、十月進みて嘉義を占領し玉ひ、此に第二師團と謀を合せ、海軍艦隊と海陸並に進みて、此月二十三日遂に賊巢を覆へして臺南府に御入城あらせられぬ、轉戦五箇月に及びて、終に臺灣全島の肅清を奏し玉ひしは、誠に宮の御功なりけり、宮の謀略の神妙なる、功勳の偉烈なる、其詳細に至りては、謹んで太史氏の筆に待つ、但此に其艱苦盡瘁の跡を記し奉りて、世を警め人を諭さんのみ、
初め洩底御上陸の日は、雨をばふりけるが、此の邊は人里離れし磯邊にして、立休らふべき軒端もなく、やうく砂の上に幕を張り、毛布一枚とてもあられざれば、只怪しげなる椅子一脚をまゐらせぞ御坐所をしつらひける、折ふし樺山大將參られ、此の御有様を見進らせて、扱も畏しや、此處は皇族の始て御足を新王土に印し玉ひし靈蹤なれば、後の世までも傳へまほしとて、木を削りて筆

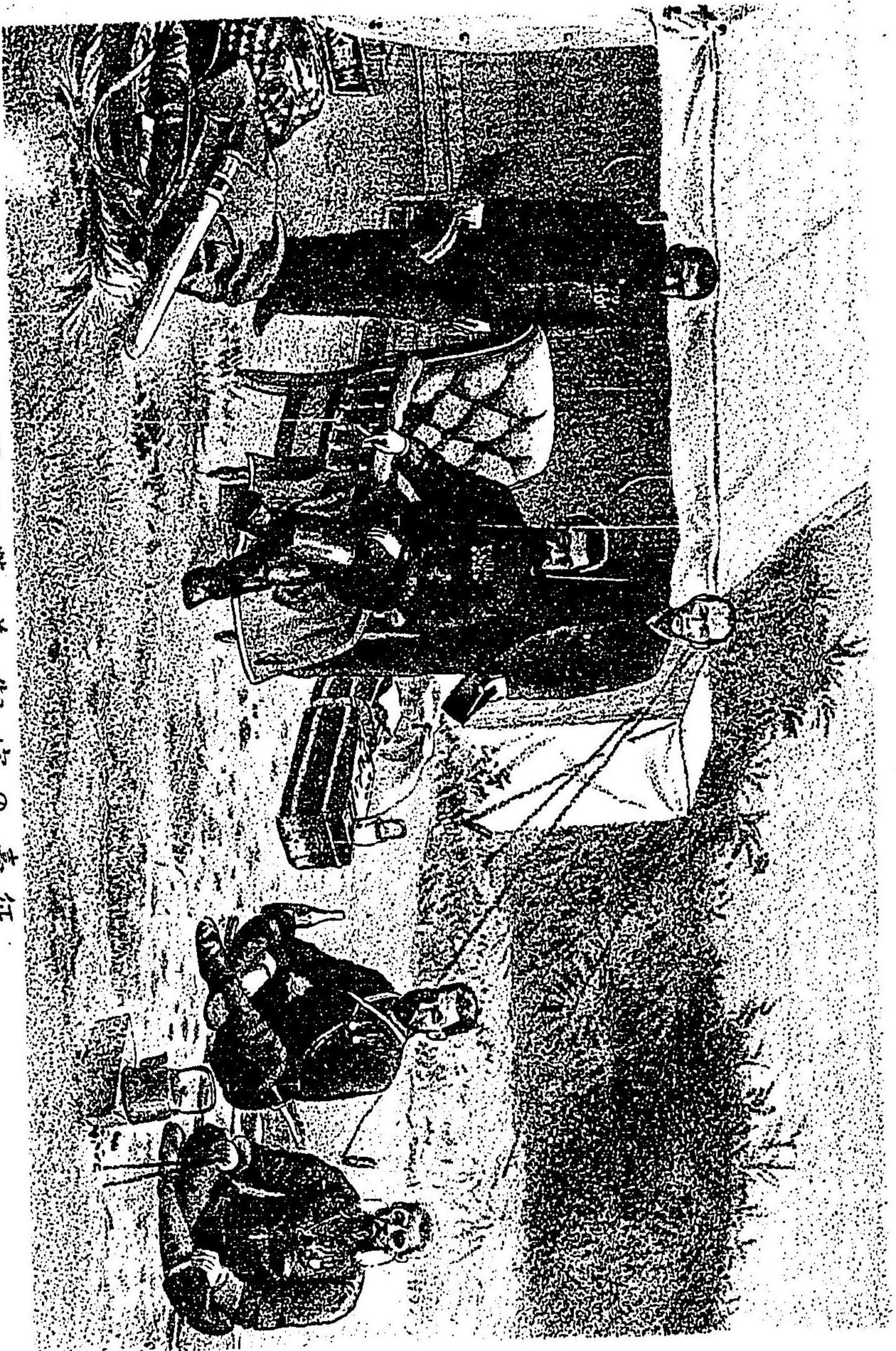
太に

近衛師團長陸軍中將大勳位能久親王殿下幕營之地

と記してぞ建られける、誠に千古の名區とや云はん、やさしさ大將の振舞にこそ、此の夜雨降りて蚊さへ多くして、人々得も寝られず、食物も不自由なりけるが、折ふし誰とも知ず畑の甘露を掘り取りて來にければ、其を泥のま、沙に埋め、其が上に木を焚きて、蒸焼にして宮に進りしに、宮には御手づから泥を掃ひ皮を剥きてぞ召されける、淳沱河の麥飯も物の數ならざりけり、

明れば六月一日基隆さしてぞ進する、此の夕宮は頂雙溪に次り玉ふ、御書食は柳割籠に梅干二個添へたるを召され、今日は殊の外美味かりしとの御沙汰あり、此夜よりは全軍皆例の携帶餉糧なり、此は道明寺糒を布の袋に入れ、一食一袋とし、三日分の袋を、將校より士卒に至るまで皆携帶する者なり、去れど如何にもして宮へは米飯を進せばやとて、人々苦心して用意しけり、斯くて此の夜は舍營なりけるも、いと不潔しく、寝蓐だになく、且つ蒸しあつかりければ、戸は引放し、竹の箆を重ね、蓆を敷きてしばしまをろみ玉ひけり、

常は玉をも炊せ給はん御身も、軍陣の中に在しては、士卒と勞苦を同じうし玉ふを尊き、去れども御供の人々は如何にもして米飯のみは差上げばやとて苦心しけれども、路險しうして運米の便を得



征臺の宮御幕の圖

す、翌日は山頂大嶺の險を越えて舍營に就き玉ひしに、夜の九時に及ぶも、未だ物もさこしめさず、やうく從者恩地某が不慮の用にとて、袋に入れて負ひ來りし乾菓と懷中肉汁とにて飢を凌がせられ、明日は必ず基隆を攻落して三鞭をこそ擧げめと打戯れ玉ひ、怪しげなる寢臺に鼯聲雷の如く御熟睡おらせられけり、宮の御大勇は申すまでもなく、尊き御身を以て、寛宏の度に富み、忍耐の徳を積ませ玉へるは、誠に武將の鑑とや申さん、

軍中に在して獨り御食事の不自由なるのみならず、御飲物とても心に任せず、翌三日の御晝飯は、例の乾菓を召されつ、管理部長はいと穢なげなる桶に湯を入れて進めけるに、宮は御覽じて、此は溺の器にはあらずやと打笑ひ玉ふ、御供の人々實にも溺なんぞ入れし桶にもや候はん、なかくに味よかるべうこそ覺候らへと申す、口にこそ戲言は申せ、心の中は如何なりけん、宮には御心よげに其湯を召されしとかや、

此の三貂大嶺と云ふ山は、上り二里、下り三里半もやあらん、音に聞ゆし峻阪にして、御馬に召さるべくもあらず、雨さへ風さへ烈しきに、士卒と同じく御歩行なり、餘に御痛はしさに轡を進めしに、轡夫の辛勞を御覽じて、畏くも棄て、召されず、險路を物どもし玉はで、勇ましげに拾はせ玉ふ、士卒之を見て足の疲をも打忘れつ、敵前に進みけり、此の日朝は晴れて熱かりければ傘を進せし

に、宮は戦の場に在りて照降傘は要なしとて用ひ玉はず、去れども餘に熱かりければ海を切りて日蔽と爲し玉ふ、頓て雨と爲りしより、又もや傘をまゐらせしに、宮は士卒皆雨に打れて戦ふに、我のみ争で傘を用ひんとて、暴雨の中に沐し玉ひ、御軍服もしどに濡れそぼち玉ひ、敵前近くなりぬれば、目立ぬやうにとて勳章を脱し、キロットを召されて、草鞋かひぐしく、御腔の邊まで泥に塗れ、青竹を杖つきてぞ進ませ玉ふ、勇ましく見奉るものから、皇族の御身に於て斯くまで國に盡し玉ふ御有様、畏くも亦哀なり、去れば阪井藤隊長の如きは御前に参りて、只殿下と一言申して、跡に續かん言葉なく、涙にくれて御顔をだに得拜み奉らざりけるこそ理なれ、
浮雲の富貴に耽るもの、皇國の御大事をも餘所に見て、錦衣玉食に日を送り、冥加を思はぬもの多きに、久方の雲井の上に連らせ玉ふやんとぞなき御身を以て、親しく矢石を踏ませ玉へるを承りては、應報のほを思はでやは、三貂嶺の山路にて、早や戦の初まりし頃、左手の方より打出す賊の銃丸は雨の如く、幾度か宮の御頭の上を掠めけり、我兵之を退けつ、遂に峠近く上り玉ふ折しもあれや、左手の山の頂に構へし巖壁より、雨霰と射出せしを、シヤ小瀬なり、只一揉に揉崩さんと、勇み立つたる猛夫ども、関を作りて無二無三に突貫し、瞬く間に攻散しけり、峠に登りて前面を見れば、水田渺茫として川は其間を流れ、見目遙けき山際には、人烟繁華の巷あり、是ぞ基隆と

は知られたる、折もこそあれ、砲聲隠々として彼方に聞ゆ、豫ねて定めし海陸合攻の時刻なれば、敵壘と我艦隊との火花を散すものなりけり、既にして山を下り玉ひしに、賊の敗兵と覺して一百姓ばかり、此方をさして逃げ来るを、我兵邀へて之を討つ、銃丸は宮の御頭の上を過ぎ、颯々として響あれども、彈道高くして御怪我なく、頓て之を撃拂ひけり、斯くて基隆も陥りければ、宮は市街の北端なる賊の本營に入らせられんとし、敗兵の狙撃もやと、先づ門内を窺せられしに、果して銃丸ぞ飛來にける、扱こそと搜索せしに、天井又は床の下、此處の隅、彼處の蔭に、二人或は三人、都合十四人の賊兵あり、抵抗せし者共は皆引捕へて切殺しつ、宮の御前にても三人首をはねられけり、斯る危を踏ませられても、御身に過なかりしは、誠に天の助にや、抑御威風の致す處なりけんかし、

宮の御武畧は申す迄もあらねども、今其一端を承るに、此日は雨さへ降り、雷さへ鳴りはためきて、時は早や四時半ともなり、日將に傾かんとするに、我軍未だ基隆を陥れず、因て宮は川村旅團長、島参謀長を御前に召され、日は早や傾ふさぬ、基隆に入りて三鞭を擧げんと約も、斯くては覺束なし、今宵は此の山に露營せんにも、糧食なきを如何にせん、今は必死の境ぞ、去れば危険を冒して中路を突貫せんには若かじとこそ思へど宣へば、川村旅團長は、如何にも宜ふ如く、危険を冒さず

ては叶ふまじく候ふ、多少兵をば招せんとは思ひ候へども、今は冒險の外は候はずと、申して御前を立ち、小島聯隊長に令して諸共に中路に突進せしめつ、宮も參謀長等と與に前進在らせられけるに、折ふし大雨降り來り、癡雲低く垂れて、四方いと暗く、賊兵官軍の姿を見留めず、安々と基隆に攻入り玉ひしは、誠に宮の御勇斷にぞ因れりける、

斯くて基隆の市街は既に官軍の占領する所と爲りけるも、山には賊兵猶籠り居けるが、官軍辛うじて山路を運搬せし二門の山砲、此の時山に向て打出せしより、賊遂に山を棄て、走りつ、山上山下相應じて萬歳の聲ぞ起りける、宮には例の三鞭こそ無からめ、せめて焼酎をなりとも士卒に與へて、奮戦の勢を慰めばやと思召しけれども、其さへ容易くは得られざりけり、但勇にして且つ仁なる、

宮の御盛徳に酔はぬものこそなかりけり、基隆の一戦に賊の膽落ち魂奪はれて、此に早くも平定の兆を示し、は、誠に宮の御功なりかし、初め宮の金州へ御出陣在らせらるゝや、第二作戰計畫に移らんとする時なりしが、近衛師團は各師團に後れて出征せしより、全軍の士氣大に奮ひ、いでや花々しき合戦して他の師團を驚かさんと、云合さぬをも覺悟せざるはなかりけり、去れば宮にも此度の如き御國の大事に當りては、皇族の一人ばかりは討死せずしては叶はじと仰せられ、御心の中に斯くと覺悟し玉ひけるが、果して其志を

遂げさせ玉ひしこそ、言ん方なく畏けれ、

宮には日頃御強壯に渡らせられ、御持病とてもましまさず、去れば大連灣へ御渡海の折、些少御發熱ありけるも間もなく御快癒あり、五月八日臺北より新竹へ御前進中、輕症の赤痢に罹らせられしも、頓て御平癒あらせられ、風土險惡、水氣不良の地に御滞陣あるも、頗る御壯健に伺ひまゐらせしに、瘴癘の毒は貴賤を擇ばず、積日の御講率は意なくも御身に障りけん、十月十八日嘉義御進發の折、御腰痛み、惡寒を感じさせられけるも、身は上將の寄に居て、責は全軍の帥に在せば、病の爲にも休らひ玉はず、師團と共に御前進あり、午後大那冬仔脚と申す處に着かせられ、軍醫長に見せ玉ひしに、麻拉利亞熱に罹らせ玉へばとて御静臥を勧め奉る、翌十九日御熱高く、御起居いと懶くおはすより、轎子にて進ませらる、二十日は御熱三十九度八分、卒に御下痢あり、斯くても間室錦衾の中に御養生あらせられん様なく、擔架に召されて進み玉ふ、軍職の責、公事の已むとなしとは申しながら、思遣り奉れば、畏しども申さん様なし、二十一日御倦怠を増させられしも、例の擔架にて進ませらる、二十二日御食慾甚く減じ玉ふ三里ばかりを六時間餘にて進ませらる、二十三日に至りては御熱三十九度九分なり、夜は四肢の按摩を命せられて、僅に御寝なされ、間々御談語あり、二十四日は肺炎をさへ併發し玉ひ、二十五日は時々御呻吟なされ、御言葉も流り、應答御不明

の事さへ在しつ、二十七日には御衰弱を増させられ、御精神朦朧として、御惱いと重らせられ、御目覺の折、御容體を伺ひまつれば、僅にいと苦しむのみ、其より御熱は下りて、御呼吸は増し御脈は弱くして頻數百三十至なり、二十八日に至りては、痛まじやな、悲しやな、四肢厥冷して人事を省せられず、軍醫長以下御供の人々が、誠を籠め力を盡して御治療を盡しまるせし甲斐もなく、藥石其効を奏せずして、遂には世を棄て天かけり玉ふ、軍醫の御診断申せし處には、悪性麻拉利亞熱に肺炎を兼發し、腦中糞を侵され、心臟麻痺を爲りて薨去あらせられしものとかや、御年四十九、嗚呼悲しい哉、痛ましい哉、筆取る腕もしびれて、只涙のみぞせぐり来る、嗚呼我涙は理を知らぬかや、宮は賊を平けて報恩の志を致し、天に升りて護國の神と爲り玉ふもの、二十五日 王師遂に賊巢を覆へして臺南を陥るや、宮は御惱烈しくまします中にも、斯くぞ聞し召されて、御病をも打忘れ玉ひ、覺ゆるも萬歳を叫び玉ひしとこそ承れ、念々國を思ひ、刻々職を勵み玉ひけん、宮の誠忠偉烈は、古の皇子王孫にも、争でか多く其比を見ん、去るにても御生前に御大任を全うせしを知ろしめし、御心の中こそ、如何に御うれしうおはしけめ、嗚呼今何をか悲まん、只盛徳を稱へまつらんのみ、宮は天資温良にして、沈重寡黙、漫に喜怒を形はし玉はず、三十餘年間御傍に奉仕せし者も、絶て

御機嫌の麗しからぬを見奉りし事なかりきとぞなん、御幼より學を好ませられ、書は近衛忠熙公に學ばせられ、東叡山に在し、時は、學頭凌雲院大僧正に就きて佛典を讀せられ、又中村敬輔(敬宇)佐藤新九郎(一齋の子)の兩儒を召して、天理人道を講じ玉ひけり、折に觸れて詩を作らせられては、大沼枕山に示し玉ひきとぞ、後熊本に在せし時は、老儒谷口藍田を召されて、道を問ひ文を修め玉ひ、又第五高等中學教授内田遠湖を召されて、孫子を講せしめられたりき、謙虛士に下り玉ふは天性の御美質なりけり、去れば四時の御詠草も多かりけり、中に就き臺灣御出征中の御遺吟六首を、此に録して其一斑を窺ひ奉らん、

臺灣偶成

河水恣流激急湍、危岩荒谷草芽擗、如斯險惡恐無比、默蹊鳥道幾辛酸、
帥師將向臺南有作

臺北融々仁政成、皇軍到處湧歡聲、旭光將被臺南地、殲彼渠魁安萬生、

八月八日枕頭山露營有此作

追擊奏功休我兵、曲肱山阪待天明、日中炎熱全消盡、月下露營千感生、

八月二十八日擊彰化八卦山之敵走之

數百砲臺恰似虹、雜旗林立示威隆、蟾蜍斧豈龍軍敵、彰化卦山一聲中、

與師兩參謀及各團隊長、同至大肛溪左岸、偵察敵情、偶爲賊所視、砲

銃射擊激烈無間斷、雖然全員無傷、遂偵察而歸、時八月二十六日也、

偵察敵情河岸臻、彈丸咫尺雨飛頻、一兵不損無遺算、卽是神明佑我人、

臺灣偶作

遠伐荆蠻百事辛、奚堪惡水與炎塵、去京半歲君休笑、忽作白頭黑面人、

宮には日比御心を軍事に注がせ玉ふと一方ならず、宇國へ御留學中は歩兵科の參謀學を專修し玉ひて、七年の御留學一日も課業を怠らせ玉ひし事なし、去れば兵學は申すも更なり、獨逸語の御會話もいと巧に操らせ玉ひけり、御歸朝の後も、眼を兵書にさらし玉ひ、演習の爲に近縣に出でさせられ、公務の暇には、曾て御旅館に安坐し玉はず、飄然として山に登り川を涉り、郊野を徜徉し玉ふ、御保養の爲にやと見奉れば、左にはあらで、參謀學上の地理を研究あらせられんとてなりけり、其軍職に在すや、屢職を帯て處々の行幸に供奉し玉ひ、或は士官の學術検査委員と爲り、或は旅團演習の統裁と爲り、或は定期檢閲の爲に、或は徵募事務の爲に、管下の巡視些少も勞を厭はせられず、精勵を以て開け玉ひき、師團長として其熊本に大阪に在すや、士を愛し賢に下り、時に或は古忠臣の墓を用ひて、風氣をして篤に歸せじめ玉ひしかば、士氣大に振て、死を思はざる者なかりき、斯く威望功業並に一世に高くましくしかば、十九年には大勳位に叙せられ玉ひつ、外國の皇帝も其風采を慕はせられ、十四年獨逸國皇帝は王冠一等勳章を、十五年布哇國皇帝はダランドクロス、

オフ、セオルダー、オフ、カメハメハ第一世勳章を、廿五年露國皇帝はアレキサンドル、チウスキ勳章を附られたりき、

宮は又深く御心を公共の事業にも盡し玉ひき、明治十一年地學協會の會長に推され玉へり、皇族にして民間私會の長と爲らせられしは宮ぞ其嚆矢にかけしける、因て地學の事に精盡力ありしより、十四年四月七日瑞典國ノルデンキルトより地學の賞牌を贈られ、十五年十月廿二日には露國地學會長コンスタンチン親王より選認せられて御入社あり、是より先十四年第二回内國勳業博覽會の開かる、や其事務總裁に擧られ玉ひ、又十四年五月大日本農會々頭に、翌年十月獨逸學協會長に、其翌年二月亞細亞協會名譽會員に、華族金曜會々長に、並に推選せられ玉ひて、御盡力抄からざりき、嘗て大阪に在し、頃、河内の柏原に開きし二府四縣農事試驗支場へ、農會々長の御資格にて、御息所と共に御臨場あらせられ、試験の成績等細密の御質問あり、親しく麥作地に臨ませられ、御手づから穂を摘ませられしにぞ、心なき賤の男も襦袢の袖をしぼりける、厥後大阪に開きし全國農會にも臨ませられたりき、其深く御心を世益に用ひさせられしは、世の人の肺肝に銘する所なり、嗚呼英靈天に升るも、遺澤は世に在り、亦偉なるかな、

宮の平生の御嗜好は、乘馬射的なり、御暇あるときは常に南窓に書帙を繙き玉ひけり或は書畫骨董

の御眼識にも富ませ玉へりと開ぬき、

御父宮は其家親王は、御子數多おはしましけるが、宮の御兄宮小松茂仁親王と御弟故華頂博經親王とは御同腹なり、殊に小松の宮とは御年一歳違にて、平日も御中殊に御睦まじかりけるに、此度の御不幸に就ては、御兄宮の御哀傷如何ばかりなりけん、異母の御兄宮は、皆先づ薨れさせ玉ひ、異母の御妹宮文秀入道女王のみは今も猶御存生なり、異母の御弟宮にして榮ゆさせ玉ふは伏見貞愛親王、開院載仁親王の御二方にして、彼の山階見親王は御叔父君にぞ當らせ玉ふ、御息所御名は富子、從一位大勳位島津久光公の御養女、實は正四位伊達宗徳伯の第二女なり、御子恒久王御年十四、延久王先づ天し玉ひ、成久王御年九歳、輝久王御年八歳なり、成久王御嫡出を以て御跡を繼がせ玉ふ、其餘の御二方并に満子貞子武子撫子の四女王は御脇腹なり、御息所を始め奉り、幼き御方は、朝な夕な南の空打ながめて、御父宮の御凱旋を、今日か明日かど待詫びさせ玉ひけん、意なくも此の悔やしく悲しき御音信を聞せ玉ひし時は、天にやあこがれ玉ひけん、地にや號び玉ひけん、御働哭の狀推測り奉るだに哀なり、昔時日本武尊の能褒野にて御病重らせ玉ふや、吉備武彦をして朝廷に奏せしめ玉ひけるやうは、臣神恩皇威に頼りて、逆賊を誅し了んぬ、甲を巻きて凱旋せんことを冀ひしに、天命忽ち至り、獨り曠野に臥す、臣は敢て自ら惜まざるも、唯一たび御父帝に見ゆ奉

らざるを恨むのみと、日本武の御大勇も、御臨終に帝闕を戀はせ玉ふ、是ぞ誠に人間自然の性情なる、宮も國の爲に君の爲に、賊を討ちて功を奏し玉ひ、思ひ置かせ玉ふことなかりけんとは推測られ奉るものから、御臨終には都の空をこそ思しやり玉ひけり、去りながら宮の金州より臺灣に向はせ玉ふ時は、既に御覺悟おはしけんと思しく、御子の方々へ宛て、親ら數通の御遺言狀を認めさせられ、御手元の行李に秘め置かせ玉ひけるを、薨去の後に見出したりとかや、深き御思慮のはどこぞ難有けれ、

宮の薨じ玉ふや、秘して喪を發せず、十月廿九日臺灣を御船出あり、御坐船は西京丸、護衛は吉野艦なり、天神も風を收めて憂を示し、海伯も波を靜めて嘆を裝ひ、八重の汐路も安かに、十一月四日の朝相州横須賀にぞ着かせ玉ふ、勅使綾小路侍從初め土方宮内大臣、香川皇后宮大夫并に御息所、若宮、小松若宮、同御息所及び高崎北白川別當以下御出迎申さる、例の御凱旋ならんには、御裝花らしく、歡呼の聲は天地を動かさんものを、打しめりつゝ、涙すゝる聲のみして、事の體哀とも申さん様なし、御尊體は楠の厚板幾重にも合せし長六尺幅三尺五寸の金襴もて覆ひたる御柩に臥させ玉ふを、船より陸へ假橋を架渡して、水兵三十餘人して昇さまらせて御上陸あり、天幕にてしつらへし御休憩所に入れ奉り、此處より別仕立の汽車へ移しまらせて、此夜の十時五十分横須賀驛を

御發車在らせられ、翌五日午前零時三十分東京新橋驛に御着在らせらる、天皇皇太后皇后三陛下、并に東宮殿下の御使、大山根本野村渡邊西園寺芳川白根の各大臣以下、將校長官の人々御出迎あり、御輿は近衛歩兵十名之を昇ぎ、新橋を出で、二葉町より幸橋を入りて、日比谷なる假宮邸(海軍大臣官邸)にぞ着かせ玉ふ、臺灣より隨從しるらせし佐本少佐木村軍醫監久松中尉(伯爵)伊達中尉及び歩兵數名は打しをれて御輿に引添ひけるが、白地の夏服は破れて泥にさへ塗れ、艱苦盡瘁のほども推測られ、轉感愴をぞ増しにける、五日喪を發し玉ふ、天皇震悼、是より先き宮の勳功を嘉し玉ひ、陸軍大將に陞任し、功三級に叙して、金鷲勳章及び菊花章頸飾并に年金七百圓を授け賜はりしが、此に至て八音を遏密すること三日、宮中喪を服し玉ふこと五日、國中の衆庶唯涙にくれて家に喪あるが如くなり、十一日勅して國葬の大禮を以て豐島の岡に葬らる、勅使西四辻侍從其假邸に臨み、詔を賜ふて購帟せしめらる抑國葬は朝廷殊勳を待ち玉ふの特典にして、之が爲に朝を廢し音を遏め、國庫其費を辨じ、有司其事を治め、特に儀仗兵を賜ふて其式に列せしめらる、明治十五年岩倉右大臣の薨じ玉ひし時始て此特典を賜ひしより、其後二十年島津前左大臣、二十四年三條内大臣、二十八年一月有栖川大將宮、並に國葬を賜ひつ、維新以來宮に至るまで特典に遭ふて棺を蓋ひし者實に五人に過ぎず、誠に希代

の御光榮なるべし、今其大式の次第を申せば

御棺前祭式

十一月十一日

午前七時御殿を裝飾す

次喪主宮殿下以下諸員著床

次齋主以下著床

次齋主進で二拜短手

次幣帛を奉る 副齋主奉仕

次神饌を供す 副齋主之を供し祭官降進

此間奏樂

次齋主祝詞を奏す 副齋主祭官齋主の後に從て拜席に進む

此間著床の諸員起つ

次齋主二拜短手

次御代拜御玉串を捧ぐ

次皇太后陛下御代拜同上

次皇后陛下御代拜同上

次皇太子殿下御代拜同上

此間著床の諸員起つ

次喪主宮殿下玉串を捧ぐ

次御近親同上

次御一族(皇族)同上

次御親戚同上

次諸員同上

次玉串案を撤す

次神饌を撤す 副齋主奉仕

此間奏樂

次幣帛案を撤す

次齋主以下二拜短手

次御棺を御蓋に納む

御葬場祭次第

午前九時御出棺

此間伶人道樂を奏す

豊島岡總門外に至り諸員車馬を下る

次先著諸員總門内外に於て奉迎す

次錦旗を幔門内に入れ立止る

次眞神及紅白旗を玉垣門外の左右に樹つ

次神饌櫃を神饌舎に昇き入る

次伶人道樂を奏しながら左の幄舎の前に進立つ

次齋主以下前列の諸員右の幄舎の前に進立つ

次根越神を祭場の左右に樹つ

次梓を紅白旗の前頭に樹つ

次御棺を幔門内に停止つ

次喪主宮殿下以下後列諸員左の幄舎の前に進立つ

次奉送諸員右の幄舎の前に進立つ

次御棺を祭場に奉安し錦旗を進て御棺の後に樹て御刀御劔御沓を御棺の側に置く

次勳章を御棺の前に置く

次造華を梓の前頭に樹つ

次牽馬を祭場の外に繋ぐ

此時伶人道樂を止む

次諸員盥漱す

次喪主宮殿下以下諸員著床

次齋主進て二拜短手

次幣帛を奉る 副齋主奉仕

次神饌を供す 副齋主之を供し祭官傳進

此間奏樂

次齋主祝詞を奏す 四拜八閉手 副齋主祭官齋主の後 一同之に應ず

此間諸員起つ

次副齋主誄詞を奏す

此間諸員起つ

次御代拜御玉串を捧ぐ

次皇太后陛下御代拜同上

次皇后陛下御代拜同上

次皇太子殿下御代拜同上

此間諸員起つ

次喪主宮殿下玉串を捧ぐ

次御近親同上

次御一族(皇族)同上

次御近親の皇族御代拜同上

次皇族御代拜同上

次御親戚同上

次御近親代拜、御親戚代拜、北白川宮別當、同家令、近衛師團副官、北白川宮御用掛、陸軍將校總代、

勳章附武官、臺灣より隨從の陸軍將校、葬儀掛高等官同上

次祭官玉串案を御常の前に置く副齋主進て各大臣、各國交際官、親任官以下諸員の玉串を捧ぐ此時

各大臣、各國交際官親任官以下諸員著床の席に於て起立拜禮畢て各員順次退下

次家扶家從以下侍女玉串を捧ぐ

次葬儀掛判任官同上

次玉串案を撤す

次神饌を撤す

此間奏樂

次御棺を御埋葬場に進む

御埋棺次第

先づ幔門を閉づ

次喪主宮殿下埋葬詞を奏す

次御埋棺

次御墓標根越櫛以下順次之を樹立す

次喪主宮殿下神饌を供し畢て諸員一拜して退下

供奉諸員路次の水流に於て修禊す

御葬送行列

前驅	警部 騎馬	警視 騎馬	警部 騎馬	警部 騎馬	陸軍々樂隊	儀仗兵	眞 四人 眞 四人
紅旗 一人 白旗 一人	白旗 一人 紅旗 一人	紅旗 一人 白旗 一人	白旗 一人 紅旗 一人	白旗 一人 紅旗 一人	手替 白丁二人	祭官 直垂	祭官 直垂
吳床 一人 雨皮 一人	祭官 直垂 祭官 直垂	副齋主 千家尊弘 祭服 馬車	祭 主 千家尊愛 祭服 馬車	祭官 直垂 祭官 直垂	口附 白丁	祭官 直垂	祭官 直垂
錦旗 中村文藏 家從 直垂	俗人 直垂	俗人 直垂	俗人 直垂	根越 神 白丁 四人	神 白丁 御所及皇族方 其數之を尋す	神 白丁 御所及皇族方 其數之を尋す	神 白丁 御所及皇族方 其數之を尋す
手替 白丁六人	同	同	同	根越 神 白丁 四人	同	同	同

梓 白丁 一人 梓 白丁 一人	同	同	造 華 白丁 一人 造 華 白丁 一人	同	同	勳章 同	勳章 同
勳章 同	家從 櫻井一生 直垂	陸軍將校總代	陸軍將校總代	陸軍將校總代	陸軍將校總代	御 柩 白丁 七十八人	御 柩 白丁 七十八人
臺灣より隨從の陸軍將校	臺灣より隨從の近衛兵	臺灣より隨從の近衛兵	臺灣より隨從の近衛兵	臺灣より隨從の近衛兵	臺灣より隨從の近衛兵	同	同

家扶 麻生三郎 直垂	家扶 高屋宗繁 直垂	家扶 高野盛三郎 直垂	家扶 下村彌一郎 直垂	吳床 二人 雨皮 一人	御 劍 星野 直垂	家從 御刀 山本喜勢治 直垂	家從 御劍 星野 直垂
家從 中藤清五郎 直垂	家扶 成久王殿下 直垂	家從 麻生延太郎 直垂	家從 陌間 奉徴 直垂	家扶 木村英太郎 直垂	家扶 中藤清五郎 直垂	家從 御刀 山本喜勢治 直垂	家從 御劍 星野 直垂

御 柩 白丁 七十八人

北白川の月影

〇十八

朝日叢書

家扶 國政藤太郎 直垂
 家扶 長篠 益吉 直垂
 家扶 山田 直垂
 家扶 山口 直垂
 家扶 文喜 直垂
 家扶 北白川宮別當
 家扶 恒久王殿下 喪服 徒歩
 家扶 輝久王殿下 喪服 徒歩
 家扶 寺田勘五郎 直垂
 家扶 鈴木 時敏 直垂

男爵高崎五六 布衣 徒歩
 北白川宮家令恩地徹 布衣 徒歩
 馬車 用意 同 同 同 同

御近親 能久親王妃殿下 馬車
 陪乘御用掛吉田貞子
 滿子女王殿下 馬車
 貞子女王殿下 馬車
 陪乘侍女 中橋かう 大野なか

武子女王殿下 馬車
 陪乘侍女 森 岩浪 いしの ね
 浮山 福原 さん せよ
 晃親王殿下 馬車

彰仁親王妃殿下 馬車
 故博經親王妃殿下 馬車
 貞愛親王妃殿下 馬車
 貞愛親王妃殿下 馬車
 載仁親王妃殿下 馬車
 載仁親王妃殿下 馬車

依仁親王妃殿下 馬車
 皇族邦芳王殿下 馬車
 博恭王殿下 馬車
 菊磨王殿下 馬車
 菊磨王殿下 馬車

邦憲王殿下 馬車
 邦彦王殿下 馬車
 守正王殿下 馬車
 多嘉王殿下 馬車

媽彦王殿下 馬車
 總彦王殿下 馬車
 賴子女王殿下 馬車
 榮子女王殿下 馬車
 蕪子女王殿下 馬車
 純子女王殿下 馬車
 威仁親王妃殿下 馬車
 威仁親王妃殿下 馬車

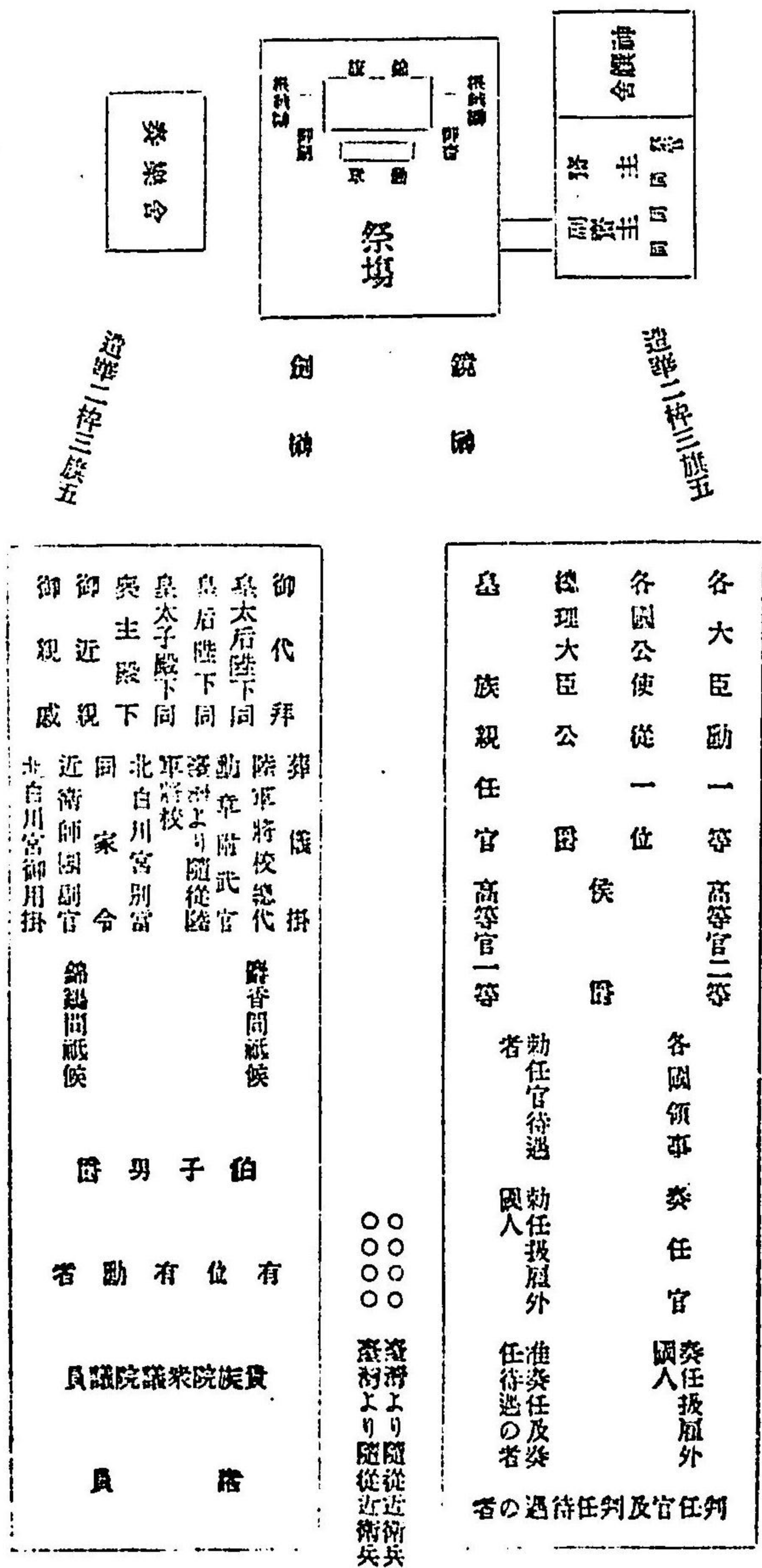
御親戚 伊達宗徳 馬車
 鷹司熙通 馬車
 德川茂承 馬車
 德川達孝 馬車
 德川達道 馬車

池田詮政 馬車
 德川頼倫 馬車
 德川家達 馬車
 爪田幸氏 馬車
 島津忠亮 馬車

柳原義光 馬車
 伊達宗敦 馬車
 伊達宗陳 馬車
 本多虎丸 馬車
 葬儀掛

儀仗兵 以上列記外の諸員 後衛 警視 騎馬
 警部 騎馬
 警部 騎馬

豊高岡御祭場之圖



故近衛師團長陸軍大將大勳位功三級能久親王墓誌銘

自國家中興振乾綱除弊制一旦緩急 至尊躬爲大元帥選皇族才且武者爲將領於是上下奮勵 皇威遠
宣海內外若陸軍大將能久親王致力於征臺之役求諸史傳未多見匹儔而大功方成將星墜地嗚呼惜夫謹
按親王初稱滿宮伏見宮一品邦家親王第九子母藤原氏准后鷹司公政熙之女弘化四年二月十六日生明
年爲 仁孝天皇養子充青蓮院宮法嗣嘉永五年更爲梶井宮法嗣安政五年東下爲賴王寺宮附弟尋爲親
王賜名能久及入寺得度更賜名公現萬延元年叙二品元治元年進一品慶應三年 今上親政廢其府明年
改元明治東軍作亂擁親王矯稱令旨徵兵與羽諸藩以抗命六師征討及亂平親王獲譴屏居然以年少無罪
明年得事釋仍停位記復歸伏見宮歲給米三百石三年有旨航海往宇國修學焉因許稱宮五年叙三品承北
白川宮三品智成親王後七年任陸軍步兵少佐十年還自歐洲明年特旨復 仁孝天皇養子及親王是冬補
近衛府出仕尋叙勳一等十二年爲中佐明年四月遷近衛府出仕補參謀本部出仕五月進二品十四年四月
從幸於相州厚木驛六月兼議定官是秋從幸於與羽及北海道十一月爲大佐兼議定官加故十五年從幸於
千葉縣十六年四月罷參謀本部出仕補戶山學校次長尋罷次長補教頭十七年冬爲陸軍少將十八年五月
補步兵第十一旅團長七月從幸於山陽道十九年冬叙大勳位賜菊花大綬章二十五年冬遷中將補第六師
團長明年轉第四師團長今茲二十八年一月補近衛師團長是時與清國構兵日久四月親王率師航至金州

會和議成臺灣歸我版圖而臺灣地險俗頑加有賊帥劉永福者扇動匪徒以拒命親王乃赴臺北自渡底上陸
轉戰數月進據要害時云夏炎炎熱如熾山谷路阻糧食屢絕親王跋涉曝露與兵卒同艱苦每遇強敵勇氣勃
興士心爲振一夕觸瘴毒困倒左右皆以永福踰海逃亡狀乃切齒良久既而曰彼果逃亂平在近我身雖亡無
所復憾矣十月二十二日疾病尙進入臺南府二十八日航就歸途十一月一日賞以菊花章頸飾又叙功三級
授金鷄勳章四日拜大將五日歸東京遂薨 聖上震悼遣使賻弔宮中喪五日海內過密三日朝野痛歎不停
聲外國使署亦行半旗弔禮五日越十一日以國葬儀瘞極於城北豐島岡親王爲人溫恭寬弘尙賢愛士爲衆
人所景慕凡文武工藝諸會皆請爲其會長海外露瀾諸國贈以勳章可謂榮矣茲時年四十有九納公尙島津
久光養女富子爲妃實侯爵伊達宗德第二女也四男曰恒久王曰延久王曰成久王曰輝久王成久王以嫡出
爲嗣餘與五女皆庶出云銘曰

惟昔武尊 東征樹功 一朝毒霧 忽亡厥躬 彼之與此 時異跡同 俯仰感慨 情結於中
勿謂福薄 恩禮加隆 勿謂命短 名傳無窮 屹彼豐岡 爰卜幽宮 松楸鬱蒼 長仰英風
明治二十八年十一月

正四位勳四等文學博士 川田 剛 拜撰
梨本宮家令從六位勳五等 西尾 爲忠 拜書

此度は宮の平素の御儉徳に従ひ、諸事御賢察にとて、衆庶の厭を斥け玉ひしが、斯る特典の大華な
れば事の體いと嚴かに、道路拜み奉る者山の如く、若宮の喪服に襪靴を召されて、しをくど御柩
の後に徒歩して送らせ玉ふを見ては、泣かぬ者なかりけり、此の日國中の民草は令せざれども、音
を過めて哀を表し奉りき、
嗚呼白川の水は逝きて返らねども、月影長へに澄みて、光は世々に流るらん、伏して惟みるに白
鳥の飛んで向ふ所は、蓋し南方に在り、臺灣の山嶽然として千歳の緑を湛へつ、長く宮の大節偉
勳と與に、天下後世に傳りて、此より新附の民も 皇化に鼓舞し、四方の海波靜に治る御代の守護
神と、仰がれ玉はん宮の御勳こそ尊けれ、

時彦 曰く宮の臺灣に薨じ玉ふや、何故にかありけん、秘して喪を發せず、御遺骸の都に着かせ
玉ひてこそ始めて喪を發し玉ひけれ、抑宮の大節は、古昔大初瀬命の太和に賊矢に罹らせ玉ひ
、日本武尊の病みて能褒野に薨じ玉ひ、近くは護良の鎌倉に尊良の金ヶ崎に、並に身を王事に
致し玉ひしと、未だ嘗て其美を同じうせすんばあらず、是を以て薨去の時と地とは關する所太
だ大なり、たどひ當時の御都合にて喪を秘し玉ひしにもせよ、後の世に傳はるべき金石の文字
には宜しく直筆諱まず以其大節を明かにすべきなり、去るを川田博士の撰みたる墓誌銘には、

何とて秘不發、喪もしくは五日發、喪とやうに誌さずして、誠しやかに五日の葬去とは誌されけ
ん、いと訝かし、予れ野乘をものして宮の御事を傳ふるに當り、殊に此に意を用ゐ、後の正史を
撰ぶ者をして採擇する所あらしめんとす、庶幾くは宮の大節古親王と並に萬古に傳はらん歎、

正誤

四丁裏面十行草鞋は斯う召すものと涙ぐみを俳句と記せしは狂句の誤なり
十三丁裏面六行山階見親王は邦家親王の御子にして宮の御兄君なるを御叔父君と記せしは
誤なり

竹園遺話

西村 時彦 補修

宮の盛徳美譚は、濱の眞砂の拾へども盡さずして、玉の光の傳へまつるべきよし猶多ければ、
本編に漏れしを此に補ひて、竹園遺話をぞ名付け侍る、
宮の東叡山に在まし、時、内典の師は凌雲院大僧正及び惠澄和尚とて、年八十ばかりなる學徳堅固
の老僧なりけり、惠澄和尚は華嚴維摩法華の諸經とも教を盡して教へまゐらせしに、宮は一を開て
十を知しめす天性の御發明、一山の衆徒を驚かし玉ひ、遍く天台の奧義を究め玉ひし中にも、釋迦
一代の妙典大乘の極意となん傳へたる法華經を崇信し玉ひ、深く其至妙不可思議の旨に通じさせ玉
ひけり、或時凌雲僧正は數多の弟子を集へて、池の面に咲き匂へる白蓮に向ひて、涅槃經を誦さ、
世尊一代藏經の中大乘小乘云々と説きけるに、此の時池の蓮花を摘みて御手に拈り玉ひつゝ、聞き
居玉ひし宮は、師の坊よ、佛典の中、廣大不可思議の理を説くものを大乘と稱すれど、夫れ大とは
小に對する謂なり、今此の庭池を不忍池に比ぶれば、不忍池大なり、不忍池を琵琶湖に比ぶれば、
琵琶湖大なり、去れど又琵琶湖を海に比べんには、海こそ大なれ、無比の經典を如何で大乘と云は

ん、須らく妙乗と稱すべし、妙は無比ぞかし、と宣へるに師の坊も舌を巻きて、此の宮こそ正しく消ゆなんとする法燈を末世に挑げ玉はんすれと感嘆し奉りきとなん、誠に妙齡の御時より天性の靈智にぞ在しませしける、

内典は更なり、外典は中村佐藤の兩儒を召され、二六時中の御課業を怠らせ玉はず、臨池の業は、近衛忠熙公に學ばせられ、毎月使者を以て江戸より御清書を京都に送られ、朱批を請はせられけり、御少時の御勉學は、なかく一山の衆徒にも劣らせ玉はず、餘の御痛はしさに師の坊は、御身にや障らん、折ふしは御養生在らせらるべし、とすゝめ申しけるに宮は、出家の身に貴賤の差別やあるべき、難行苦行は好みても爲すべきことなり、世尊も王位珍寶を捨て、深山に入り、樹下石上に難行苦行を積み、出山の後は、孤錫一鉢、衆生を濟度し玉ひしぞかし、とて猶も苦學あらせられけり、他日國事に勤若在らせられしも、此の御心にこそかはしませしけり、

維新の前宮は官軍東下と聞召し、徳川慶喜の情を憐み玉ひ、他意なきを申開かせ玉はん爲に、有栖川總督の宮のわはします駿州として御西下あらせられんとするや、官軍方にては、宮の募兵を引率して下り玉ふなんぞ取沙汰し、斯くては、斯くては、いせや函根に引とめまらせんとて薩長土肥の軍勢ども、

雨の降るよな鐵砲玉の中へ上る宮様の氣が知れぬ

なぞ歌ひつゝ、箱根の險を守りけるが、薩の隊長中村半次郎(桐野利秋の前名)は宮の御許に推参し、覺王院に就きて、宮には東軍を助けて御西下の様承り候ふ、斯く申す半次郎大總督の宮の仰を蒙り候ふ上は、たとひ親王家なればとて、官軍に抗し玉はんをば、争でか一步をも通し奉るべきと申出けるを、宮には自ら兎角論し玉ひてぞ打通られける、斯くて沼津にて(一説静岡)大總督の宮に御對面在らせられ、他事なく申開かせ玉ひければ、大總督の宮にも御満足あり、官軍江戸に入らば禍變測られざらんとて、六郷川より彼方へは一兵をも入れられざるやう、堅く御約束ありてぞ御歸山あらせられける、其後江戸城の授受をば、薩藩の西郷吉之助(隆盛)と幕府の勝麟太郎(安芳)との二人して、談笑の間に了りしは、誠に宮の先づ其地を爲し玉へりし御功なりけり、當時もし宮と大總督の宮との御約束なかりせば、千の西郷と勝とありとて争でか斯く容易う扇を結ぶを得んと、後に勝安芳翁も物語れりとかや、厥後大總督の宮も江戸城に入らせられ、四條侍従を御使に立られ、宮に御登營あるべきの由仰せ下されしも、彼の覺王院はした、かものなりければ、募兵と結びて竊に南北朝の遺蹟に倣はん心やありけん、宮を深宮に推籠めまつりて、御使の趣をも知らせ奉らず、御不例と偽りて御使を逐返しけるが、御使四度に及び、此度は四條侍従も、御不例ならん

には御寮所にすめらんとて、思定めし氣色して申されければ、覺王院も今は辭みかねて、其由斯く
と宮に申上げ、るに、宮は打喜ばせ玉ひ、直に此へ通せとの御談なり、覺王院はたど困うじけるも
、元來不敵の法師なりければ、兎角言葉飾り、果は血氣の壯士に目くばせして御使を逐ひまくり
けり、宮は此由開し召され、斯くては予が赤誠を皇家に盡し奉らん様なし、とて天を仰ぎて嘆息し
玉ひきとなん、其後奥羽の御下向も誠に覺王院が計にて、宮の勅勸を蒙らせ玉ひしも、あらぬ禍と
こそ推し測られ奉れ、

奥州より護送せられ玉ふ御途中、駿州靜岡に在まし、有栖川の宮へ陳情の書を上り玉ひけれども、
却下せられけり、折ふし宮の御兄宮彰仁親王(小松宮)には斧鉞を持ちて御東下ありければ、直に御
對面の義を申出させられけれども、順逆道異なれば、私情に任せずとて、御對顔だに叶はせられ
ず、宮には驚達時を變へ、榮辱道を分つは、まぼろしの世の習とは知るものから、面前御兄宮に
逢まらせながら、御對面だに叶ぬとは、宿世如何なる禍ぞ、とて御袖も朽ちなんばかり嘆かせ
玉ふに、御供の人々も、御心中推測り奉りて、涙にくれぬはなかりけり、宮にはいまだ御幼かり
し時關東に下り玉ひて、幾年月をか重ね玉ひし御兄弟の御別れ、日ごろだに御なつかしくおはしま
しけん、今はあらぬ禍のふりかゝりて、御心細き折ふし、大義の中垣に、咫尺の間も異越の思を

爲し玉ひけん、兄宮の御心苦し、弟宮の御嘆き、いづれか理ならざるべき、其後伏見の宮に御
勤慎あり、越方行末の事でも思いつけさせ玉ひて、垂籠めてのみおはします御有様の、餘にかん
いとをしさに近侍の者どかく慰め奉りければ、宮は去年の落花も今年は開き、雲隠れけん月もや
かてさめり、予が一身の毀譽は顧みる所に非ず、唯聖運の榮枯を祈るのみ、と宣ひて世をも
人をも恨み玉はぬに、人々いとい感涙にぞ咽びける、

頓て御謹慎も免されて有栖川の宮に御預在らせられ、御還俗あらせられんとしける折、御使をもて
山科毘沙門々跡龍華院の住職出雲寺願觀をぞ召されける、此の人今は大和吉野なる天台宗の金峰山
寺の住職なるが、宮の御幼き時より伏見御殿に参りけるに、篤實なる性なりければ、宮にも淺か
らず交はり玉ひけり、頓て参上せしに、宮は御涙ながらに御還俗の事をも物語らせ玉ひ、昔て太平
山慈雲律師より受けさせられし口傳書、及び上野の御時持せ玉ひし散杖一つ獨鉢一つ並に日比念じ
させ玉ふ一字金輪王の御掛守外二點に、左の御親書一通を添へて授與し玉ひけり

一口傳書一通太平山慈雲律師より親授之秘法也假令雖爲十弟或歸依之僧無故猥傳授堅く可
禁若し相傳闕んと欲し不得止時は人選の上密に可爲親授一者也今や天下一新余有故不得
止涕泣將隨入凡俗一依而深く歎息閑傳一幸に依有此龍華院德實如法是聲聞一密に親授する者
也日々代余修行せよ當今の形勢即令法久住一第一と存候此儀を深く勉勵するを委頼する者也

晩春十五日

元輪王寺宮傳天台管領の教授沙門一品 公現親王記

散杖は長さ二尺三分の圓き鐵杖にして、中間に孔を穿ちて小紐を透し、獨鈷は小形にて長さ四寸餘、御掛守は赤地の金襴にて、中に一字金輪王の畫像を納めたるが、物換り星移りて二十餘年は夢と過ぎつ、宮にも功成り志報い玉ひしに、御遺物は今も猶順觀の手に保存し奉れりとなん

宮は御謹慎を免され玉ひし後、平生も近侍の人々に、時の勢世の態とは云へ、予れ一たび汚名を蒙りて、斯る身となりしこそ又なく口惜しけれ、とて御涙を流させ玉ひ、此の上は身を軍務に委ね、一命を抛ちて報効を圖らん覺悟なりとぞ宣ひける、宮の上表して海外留學を願ひ玉ひ、遂に身を軍職に委ね玉ひしも、誠に斯る御志にてこそおはしませしけれ、

李國御留學の爲め御出帆の折は、今の品川子爵も御同船申しけるが、孰れも長途の御航海、御船暈もやおはさん、と御案じ申しけるに、宮は御出發の日より一たびも御食事をさへ缺き玉はず、談笑自若として、平生に異ならせ玉はず、或日大風起り、波荒れ船揺りて、船人すら悶々苦しみし時も、宮は甲板に在して御讀書あらせられしには、人々感じ奉らぬはなかりさと、品川子爵の物語れりとかや、

宮は和漢竺の三典に通じさせ玉ふのみならず、七年間の御留學に、參謀學をも究めさせ玉ひしが、明治十四年の比よりは、當時元老院書記官たりし金子堅太郎を召され、滿四箇年の間政治學公法學憲法學等を講せしめられけり、去れば厥後皇室典範の制定にも、御發達淺からずとなん、

日比御酒を嗜ませられしも、絶て洋酒を召されず、日本酒のみを召ひさせ玉ひける、明治十四五年の比は、世の風潮外を崇びて、一も西洋二も西洋と持離し、酒なんぞ嗜まぬものすら、西洋のと聞けば、強ちに飲みて、時得顔なるもありしが、或人宮の洋酒を召さぬを訝りて、何とて洋酒を用ひ玉はぬにやと尋ねまつりけるに、宮は予は日本人なれば日本酒こそよけれと答へ玉ひきとぞ、深き思召もおはしけんかし、

第六師團長として沖繩の守備を巡閱在らせらるゝや、那覇御發着に臨みて、沖繩の民は蕃語をもて常食と爲すと聞く、今日の晝餐には殊更に用意をなしそ、蕃語をこそものせめとぞ仰せられける、御供の人々の中には、地方の有司として二三箇年も沖繩に在りて、未だ一度も蕃語を以て食に當てし事もなきが多かりけるに、今貴き御身を以て民を憐み下を愛でさせらるゝ御心のはを承り、感泣せざるはなかりけり、此の日玉城と云ふ處にて御晝餐の折、蕃語に鯉脯を削りたるを添へて進せしに御快くさこしめされ、燻くが如き炎熱にも御倦怠の御氣色なく、御巡閱在らせられければ、

金鞍の到る處、歡迎の聲湧くが如くなりけり
遼東御滯陣の折は、御徒然の餘り馬を郊外に馳せ玉ふこともありけり、此に金州城の北の方復州に通ずる街道に一の山脈あり、逶迤として數里に亘り、巔より望めば、遠くは普蘭店、近くは金州城内、及び大連灣をも見下すべし、此の山脈の北に岩窟あり、土人は之を佛爺洞と云ふ、從軍記者某始めて之を發見し、天台宗の布教師加藤慈晃に物語りけるに、慈晃は宮の頗る古蹟古物を好み玉ふを知り居ければ、逐一宮に申上げ、其日慈晃獨り佛爺洞に杖を曳きけり、土人の案内にて洞邊に至れば、一老翁の跣坐するあり、土人此は仙人なりと語りければ、進みて會釋し、君は何故に斯かる寂寞の境に隠れらる、や、又如何なる宗教の觀念をか懐る、など再三再四地上に書して筆談を試みけるも、老翁は黙して應せず、唯だ莞爾たるのみなりけり、傍なる供の土人は慈晃に向ひ、此仙人は今を距る七八年前此の窟に入りて復た市街に出でず、人の食を與ふるれば辭せざるも、絶えて自から之を求むることなしと語りける、洞の邊を見廻すに二頭の獅子あり、有りの儘の自然石に彫刻したるものにて、吾國の神社にある物と趣を異にし、眞のライオンなり、何時頃の作なりやは明かならざれども、姿勢骨格尋常のものにあらず、夫より洞中に入れば、晝尚暗くして咫尺を辨せず、此時土人は紙片に火を點じて洞中を照せしを、就て之を視れば、自然石に刻み込みたる文珠

佛あり、亦非凡の傑作なりけり、夫より洞外に出でしに、折しも數名の騎馬武者の洞の方を指して馳せ來るあり、近きて之を見奉れば、宮には探勝の御心制し難くや御在しけん、佐本監理部長久松副官を從へ、五六の護衛騎兵を前後にして來り給へるにぞありける、慈晃は宮を洞中に案内し奉りしに、宮には深く御満足あり、暫らく御散策の上歸營し給へりきとぞ、
臺灣御征討の折は、嚴暑の爲に御顔も焦げんばかりにて、御面の皮さへ剥け玉ひけるをも、厭はせ玉ふ御氣色なきに、御供の人々かしてき事に思ひ、日覆の爲に白金巾にて頭巾を作りてまゐらせけるに、宮には命だに無きものと思ふに、斯くばかりの艱苦は物かは、酷暑の爲に二たび三たび顔の皮剥けなば、火にも耐へんかしと仰せて、烈日の下を進ませ玉ひけり、斯る御艱苦の中にも、風雅のすさびは忘れ玉はず、折ふし詩歌を吟詠して、自ら慰め玉ひけるが、或日野面を打せ玉ひし時、此處にも秋は訪つて、野菊の二本三本、哀にも咲き出でしを御覽じ、御手づから一莖を摘みて御胸に挿し玉ひ、御供の人々に向はせ玉ひて、往昔貴之が世の中のはかなきことを思ひける折、菊の花を見てよめりし歌に、

秋の菊匂ふかさりはかさしてん花よりささど知らぬ我身は

とあり、我は御國の榮を千代萬代と秋の菊に契るものから、浮世の果敢なきは今も昔も變らじと宣

ひけるが、思ひみや宮も花に先ち玉はんとは、薨れさせ玉ひしより二十日ばかり前に、御兄宮小松彰仁親王の御許に御消息あり、中に能久慈純を以て近衛師團長の榮職を辱し、今や陛下の勅命に依り、來りて羣賊を征す、能久國家の爲に生還を期せず、死して後止まんす、願くは陛下に謁する時能久恙なきを奏上せられんことを、との御詞ありきとかや、躬を以て國に許し玉ふ御志の勇ましき、古の親王達にも其比を見ること稀なるべし、

御病日々に重らせ玉ふより、御供の人々打驚き、都に還らせ玉ひて御養生在らせられんやう、切に御諒め申上げ、れども、宮にはいつしか開しめさず、予れ近衛師團長の榮職を奉じて、合戦の場に臨みながら、未だ賊徒の平定を見ず、病めばとて、たどひ臺灣の土となればとて、何の面目ありてか士卒を打棄て、子のみ都に還らん、とて橋に召されてぞ進ませられける、召されし御輦は、花軒香車には引かへて、竹を以て作り、璽を錦繡の御膝に代へ、見るだにいふせくあさやしきに、御供の人々顔見合せて、涙の外ぞなかりける、軍醫長は切に御滞陣を願ふといへども、戦は今ぞ大切の時なる、争でか躊躇せん、とて今はと見ゆさせ玉ふまで嘗て御輦を停め玉はず、十月廿二日遂に臺南に入らせ玉ひつ、此の日は御弟宮歩兵第四旅團長伏見貞愛親王も御旅館に御見舞あり、御病苦の中にうれしくも御對顔あらせらる、御哀とも申さん様なき御有さまなりけり、廿七日には樺山

臺灣總督參上して涙ながらに、臺灣の賊徒全く平き候ふは、偏に殿下の御軍功にこそ候へ、と申上げしに宮は打首背せ玉へるにやと覺しく翌日、北の方帝都に向ひて御目を瞑らせ玉ひけり、嗚呼大節熾然、今古比罕なり、

一天萬乗の御身にも秋の哀はのがれさせ玉はざりけり、畏くも聖上には宮どの御中兼てより殊に睦まじう打とけて御親しみ語らひ給ひ、御同歡のさま、穆として春風の如く在しましけるが、此年十一月十八日赤阪離宮に行幸して觀菊の御宴を催はされ、諸親王、大臣以下高官の者を従へさせられ、萩の御茶屋あたりに今を盛りと咲出でし菊花を御覽せられつ、千代の色香に御咲は綻びさせ玉はで、御物思はしげに打萎れさせ玉ひければ、御側に候ひし人々畏みて仔細を伺ひ奉りしに、去ればなり、去年の秋は故能久と共に此の園生に此の菊を愛でたりしが、花は昔に變らねど、今年の今日は共に詠めし人の影だにもなし、と宣ひて玉顔に御涙をさへ泛べ玉ひきとなん仄に伺ひ奉る、陛下懇親を追慕あらせらる、御迷懷のほぞ、宮の御餘榮は云ふも更なり、世にも難有き民草への御教とこそ申し奉らめ、

完

時彦 曰く高島副總督臺灣より凱旋す、予れ之を神戸に迎へ、當時の戦況を問ひ、談先づ宮の御事に及び、御病中の御勇壯を承りて、感極措く能はず、予れ乃ち宮を臺灣に祀り奉る議を

説きしに、副總督曰く、臺灣總督府も亦此の議あり、宮の薨じ玉ひしは、臺南府なる劉の腹心
某が故宅にして、中々に輪奐の美を極めたるが、此は神蹤靈跡荒廢す可らずとて、堅く保存
を命じ置きぬ、其邊に雄祠を建てなば、以て靈魂を慰め奉り、以て人心を歸一すべしと、予
踊躍感喜して辭し去りき、因て此に附書して、以て其事の必成を祈ると云爾、

北白川の月影終

跋

去年予第一軍に従がはんとて、朝鮮國平壤に至りし時は、實に戰
後十日なりき、因て船橋里の敗壘に登り、牡丹臺の破壁に立ち、日
清酣戰の處を徜徉して、兩軍の英魂を憑弔せしが、牡丹臺の北に
乙密臺あり、彈痕蜂の巢の如く、柱碎け棟破れて、時に榴彈破裂の
痕を見る、蓋し臺高くして我軍の目標と爲れるなるべし、其下は
則奉軍馬隊の營址なり、予れ營址を觀て、低徊之を久す、偶一彈片
を得たり、取りて見れば、我山砲の榴霰彈なり、厥後海路第二軍に
従はんとて大同江の棋津浦に至り、意なくも赤痢に罹りて歸朝
しつ、時に宮は大阪の師團に在り、出征の思切にして、髀肉の嘆深

くおはすと承り、彼地の物語をも申上げて慰め奉らばやと思ひ、高崎別當を介して宮の見参に入りまつりしは、實に去年の今日なりき、宮は黒の御羽織に御袴を召され、西洋の間に御椅子に倚りて在せしが、予れ稽首して進めるを、宮は莞爾として坐を賜ひつ、見上まつれば、御鬢の邊に、仄かに霜を見奉れども、御眉秀で、御眼涼しく、御顔の尋常ならずぐれさせ玉へるに、御年よりは若やきて見ゆ玉へるが、温乎たる其容親しむ可く、端然たる其貌狎る可らず、予れ敬しく彼の平壤牡丹臺にて得たりし弾片を獻せしに、宮は痛く打喜ばせ玉ひ、戦地の情況など問はせ玉ふ、因て詳に御物語申上げしに、宮には叱咤馳驅の御希望躍々として御眉の間に溢れつ、予も出征の命下らんこと遠からざるべし、今は日

日に彼方の空打眺めて腕を摩るのみと仰せられ、猶病後は如何に養生をな怠りそ、など宣ふ御言葉の辱なさに涙もこぼれつ、御暇申して罷出しが、一年の月日は夢と過ぎて、今年の今日は此の悲しき文をもものせんとは、如何で思掛け奉るべき、當日の御容貌、御聲音は、恍然として猶耳目に在れども、英靈は既に升天けり玉ふ、嗚呼悲しきかな、今此の紀事をもものするに當りて、悽愴殊に深く、感喟尤切なり、乃ち謹んで一言を其後に附し侍りぬ、

明治二十八年十一月十二日

西村時彦 拜識

明治廿八年十二月二十日印刷
明治廿八年十二月廿八日發行



著 作 者

西 村 時 彦

發 行 兼 印 刷 者

大阪府西成郡曾根崎村
二千六百十番屋敷寄留

原 田 晋

大阪市北區中之島三丁
目十六番屋敷

發 行 所

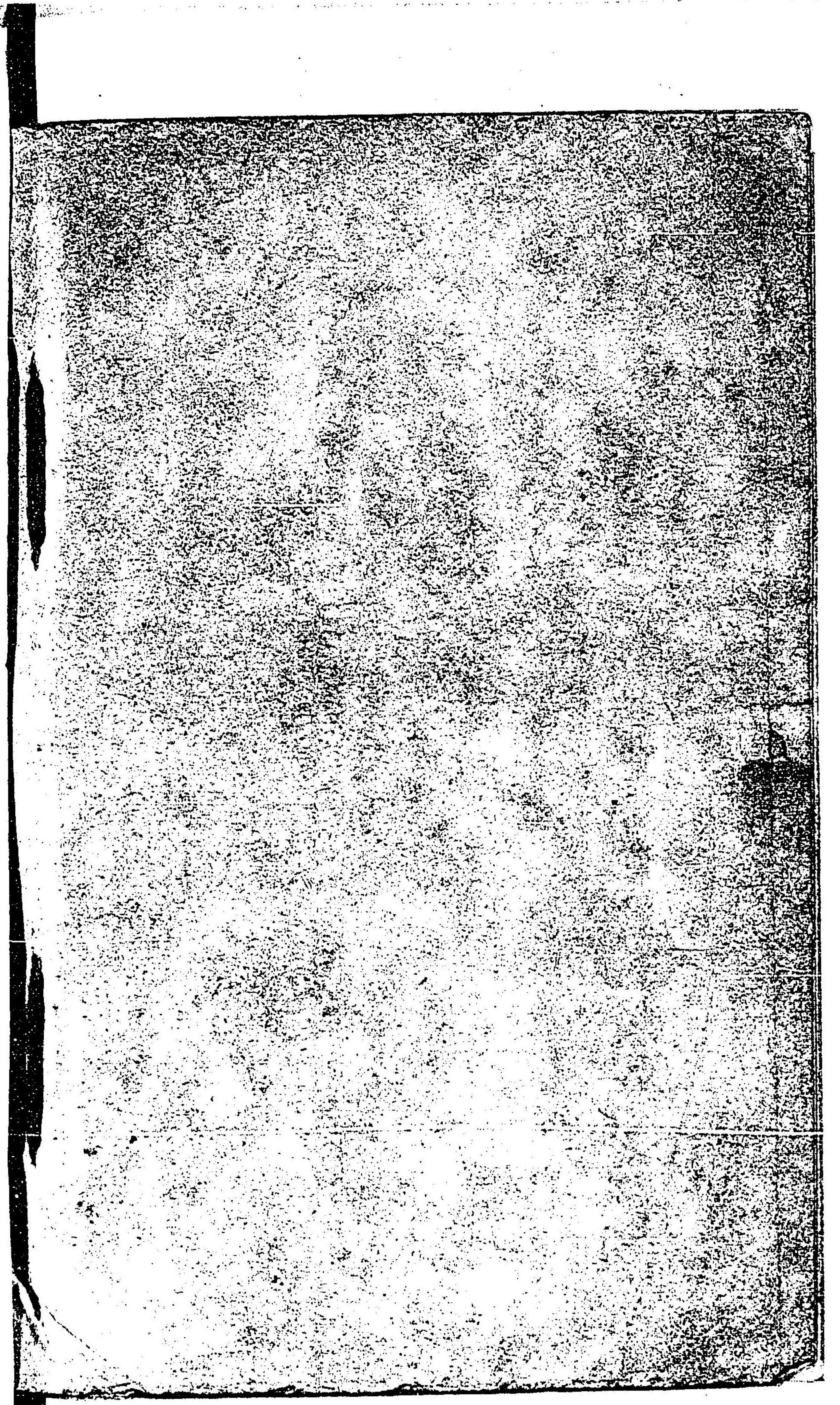
村山 大阪朝日新聞會社
合名

大阪市北區中之島三丁
目十四番屋敷

發 賣 所

各地大阪朝日新聞賣捌所

定價十六錢



109
26

006103-000-3

109-26

北白川之月影

西村 時彦 / 著

M28

ACJ-0052



Handwritten text, possibly a signature or name, oriented vertically.

Handwritten text, possibly a date or number, oriented vertically.